

ばつてきておる例もありますので、これを廃止することは不可能であるということは私も承知いたしました。したがって、一方において中央公害審査委員会を発足させました。衆参両院における裁定権を与えるべきだという附帯決議、三条機関に移向させるべきであるという附帯決議、こういうものをやはり真剣に検討しなければなりません。私もまたその点当事者の合意のもとに行なわれる範囲の中央公害調整委員会の仲裁、調停等の権限だけでは、今日の公害紛争に対する国民の要望に沿い得ないものであることを自覚もいたしましたし、したがって、これらのものを三条機関として二つづつすることができればこれはあるいは問題はなかつたかも知れませんが、しかし、やはり三条機関というものは、ほぼ性格の共通点がある。一方は行政紛争であり、一方は最終的に民事紛争の場であるものを行政の場で最終審に近い形のぎりぎり一ぱいの権限を与えながら取り組んでいくにしても、同じような立場の法律の権能として機能することが可能である、そのような判断をいたしました。しかしながら、これは私のいわゆる「新聞のことは私は別段触れませんが、私の独断専行というものではありませんで、当然谷口委員長に言われるまでもなく、総理府の長は内閣総理大臣でありますから、佐藤総理の意向も受けておりますし、委員長の直訴されましたその書類、それに基づいて、総理が、君のやっていることはひどく乱暴なことかというようなこともありました。もともと乱暴は、いまお話しのとおり、正しいことに向かつて私は相当乱暴にやってもいいと思えますから、その点は認めますが、しかし私がやらなかつたら、やはりこの土地調整委員会というものはずっと今後十年ないし二十年続いでいくであろうと思えます。したがって、委員会そのものを三条機関として、独立の形にはなりません、統合合併してここに公害等調整委員会というものをつくる、これは総理もそれを了承しておられますから、出してあるわけでありませぬ。お、これらのものをつくつたりやめたりするとき

に大臣の独断でできるか、これはできないので。したがって、国会に提案をして、その了承、最終的な両院の議決を得なければなりません。したがって、またその議決を得るまで、国会に提案した政府の意思は明確であつても、これがたとえは暫定予算になりましたならば、当然暫定予算期間中には国会の意思が決定されないということも明らかでありますから、その間は、予算措置として、この土地調整委員会のそのままの予算を残すという当然の仕組みをとっておりますので、国会がもしだめであるという御意見であるというならば、大臣がどのように独断専行と言われようと、これは実現をしないわけでありませぬ、したがって、最終的に国会の御意思を受けて決定をするという手続を踏んでおるつもりであります。

○政府委員(岩動道行君) 私どもに對しては、まずこういう行政委員会の改廃についての手順といったようなことがまず御質問があつたと思つて、この点につきましては、ただいま総務長官からお話ございましたように、戦後占領下におきましてこういう行政委員会というものがかなり多数設置されました。しかし、わが国の責任内閣制度のもとにおいては必ずしもなじむ性質のものでもない点もかなりあつたわけでございます。したがって、二十三年以降、二、三年にわたりました、第三者機関の多数の御意見もあつた、十あまりのいわゆる行政委員会を整理統合いたしました。その後はわずかに二つほどの統廃合といったようなことがございましたが、今後問題につきましては、特に私どもも慎重に検討をいたしました。特に国の行政機関全般を預かる役所といたしましては、総理府の総務長官とも十分に御意見を伺ひまして、私どももいたしましては、このような三条機関を新たに公害等調整委員会として設置することは好ましいことである。その一つの理由は、新たに公害等調整委員会に裁定の権限を与えるという点が一つございます。また国の行政機構を簡素、合理化して行なつてまいる

し、また新しく大きな問題が落ちておりましたらお聞かせ願ひたいが、私の調べたところによりますと、昭和二十三年六月に、臨時行政機構改革審議会が行政委員会制度について勧告をしておる。さらに、昭和二十六年、政令諮問委員会、昭和二十八年に地方制度調査会がそれぞれ答申を出しておる。特に政令諮問委員会は、当時かなり大きくあつた行政委員会のうち、廃止すべき具体的な名称をあげ、これに基づいてかなりの行政委員会が廃止された。具体的にいいますと、二十三の行政委員会が十四程度に削られたように聞いております。で、政令諮問委員会が廃止を勧告した中で現在でも残つておるものは、国家公安委員会と首都圏整備委員会があるようであります。この残つておる理由はともかくとしても、一省庁一局削減で、文部省の文化財保護委員会という行政委員会を除けば、ほとんど第三者の意見を聞かずに廃止した例はないと思ひます。その点いかがですか。

○政府委員(岩動道行君) 足鹿委員のおっしゃるとおりでございます。

○足鹿委員 とおりでございます。この点は困るのですけれども、そうしてすまじ込んでおつたのであります。だからこの際には当然やるべきであつた、手続をとるべきであつた、ただ行監が休んでおつたというならば、それにかわるべき第三者機関の意見を聞き、慎重を期すべきではなかつたか。あなたの御在任中であつたかどうか知りませんが、行管当局としてはこの点を御一考あつてしかるべきであつたと思つて、私がいま言ったことと同じであるならば、なぜこの問題だけを、第三者機関からの意見を聞かなかつたか、その理由を承りたい。

○政府委員(岩動道行君) 先ほど申し上げましたように、また足鹿委員からも御指摘がありましたように、昭和二十七年に大幅にこの行政委員会制度に関する統廃合を政府としては行なつたわけでございます。そうしてそのとき残りました行政委

ということは、これは国の行政機関のあり方としては至上命令でもございます。かような観点から、谷口委員長のいろいろな御意見も私どももわかるわけでございますので、土地調整委員会を廃止するというのではなくて、その権限は十分確保しながら、簡素、合理化の姿において国民の要望にこたえる、こういう意味におきまして、今回の措置に相なつたわけでございます。したがって、第三者機関による意見の聴取ということはいはせんでしたけれども、十分に政府部内においては慎重な検討をいたしましたわけでございます。なお、私どもの役所におきましては、行政監視委員会というものがございまして、この委員会に私どもは重要な案件は全部はかることにいたしておるわけでございますが、あいにくと昨年の十月以降本年の四月までおおよそ半年の間、新しい行政監視委員の任命がないままに、その間におきましてこの公害等調整委員会を設置せざるを得なかつたということでございます。この点は政府部内においても一つの重要な意見を聞くという機会がなかつたことはまことに遺憾でございますが、これもやむを得なかつたことと御了承賜りたいと思つておるわけでございます。

○足鹿委員 第三者機関の意見問題であります。戦後の行政委員会が設けられた理由は、アメリカ占領軍によるアメリカ法的な直接的な指導、影響があつたことは確かだと思ひます。いまも長官は日本になじまないということばを使われましたが、そういうものもあるいはあつたかも知れない。しかし、その行政委員会を置く主たる目的は、その理由は、官僚主義的な行政を排除して、内閣への権力の集中の排除と住民の行政参加の促進が一つの機軸になつて進められたことは高く評価すべきだと思つておるわけでありませぬ。

○政府委員(岩動道行君) 先ほど申し上げましたように、また足鹿委員からも御指摘がありましたように、昭和二十七年に大幅にこの行政委員会制度に関する統廃合を政府としては行なつたわけでございます。そうしてそのとき残りました行政委

○政府委員(岩動道行君) 先ほど申し上げましたように、また足鹿委員からも御指摘がありましたように、昭和二十七年に大幅にこの行政委員会制度に関する統廃合を政府としては行なつたわけでございます。そうしてそのとき残りました行政委

○政府委員(岩動道行君) 先ほど申し上げましたように、また足鹿委員からも御指摘がありましたように、昭和二十七年に大幅にこの行政委員会制度に関する統廃合を政府としては行なつたわけでございます。そうしてそのとき残りました行政委

○政府委員(岩動道行君) 先ほど申し上げましたように、また足鹿委員からも御指摘がありましたように、昭和二十七年に大幅にこの行政委員会制度に関する統廃合を政府としては行なつたわけでございます。そうしてそのとき残りました行政委

○政府委員(岩動道行君) 先ほど申し上げましたように、また足鹿委員からも御指摘がありましたように、昭和二十七年に大幅にこの行政委員会制度に関する統廃合を政府としては行なつたわけでございます。そうしてそのとき残りました行政委

○政府委員(岩動道行君) 先ほど申し上げましたように、また足鹿委員からも御指摘がありましたように、昭和二十七年に大幅にこの行政委員会制度に関する統廃合を政府としては行なつたわけでございます。そうしてそのとき残りました行政委

○政府委員(岩動道行君) 先ほど申し上げましたように、また足鹿委員からも御指摘がありましたように、昭和二十七年に大幅にこの行政委員会制度に関する統廃合を政府としては行なつたわけでございます。そうしてそのとき残りました行政委

員会というものは、いわばだいたいお話のように民主的な、そしてある程度独立した権限を行使しなければいけないという、そういう要請に基づいたものだけが残ったわけでございます。さような意味におきまして、政府としては、残っておりまして行政委員会というものが、すでに政府部内においても定着したものである。かような考え方を持っております。したがって、土地調整委員会を廃止するならばこれは別でございます。これはそのままの権限を存続させて、その機能を簡素、合理的な姿において發揮させていただく、こういうことでございますので、私は廃止ということには今回は当たらない。したがって、特別な機関を設けてその意見を聞くというほどのことでもないのじゃないか、かように考えるわけでございます。

なお、先ほど申しましたように、行政監理委員会というものが活動をいたしておりますならば、当然私どももその意見を聞きかかったのでありますが、これは遺憾ながら国会の同意を得ないままに空白の状態が続いたので、その間にこのような措置が講じられた、かように御了承をいただきたいと思ひます。

○足鹿覚君 山中さんなり岩動さんの先ほど来のお話、御説明を聞きまして、一応それなりに配慮はされたと思う。しかし何としても、次に申し上げるようなことについては少し疑念を持っておりるのでありますが、その前に山中総務長官に一つ特に伺っておきますが、行政委員会というのは、先ほども述べましたような一つの国民の行政参加的な重大な意義を持つておる。いわゆる官僚主義行政を排除していく、内閣への権限集中を排除していく、こういう目的で設置されて、大体これが定着したのも相当ありますね。大きく日本の国民の期待にこたえている行政委員会もあることを私は知っております。必要もお認めになるでしょう。その所掌事務については内閣の指揮監督からある程度独立性を有するものだと私は思うのです。これは行政委員会に対する今後の総務長官な

り行管長官の基本姿勢として、ひとつ承っておきたい。いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) それは言われるまでもないことで、たとえば公正取引委員会などというものも、もともと権限を強化しようというふうなことで、今国会でも知事に権限を委譲する等の法律がきのう通ったくらいでありますから、定着をしようと思ひますし、また国民も歓迎していると思ひます。三条機関に対する基本的な姿勢は、やはりこれは先ほど申しましたとおり、廃止をする場合は問題があまりましようが、廃止ではなくて、そのまま今回の公害等調整委員会の中に持ち込まれるわけでありますから、全然その機能においても権限においても変わるところはありませぬ。それならば問題を起さずに三条機関として新たに公害紛争処理委員会というものをつくったらどうだということも、これは当然の前提として考えられるわけですが、先ほど行管の政務次官から話がありましたように、やたらと必要だからといって三条機関というものをふやすことも、われわれ政府の姿勢としては行政の簡素化、合理化ということを言っておりますので、これは三条機関のみひとり例外であると思ひませぬ。したがって、今回時勢の要望、国民の要望にこたえるために、公害紛争処理法の改正を行なつて、三条機関に移して裁定権を与える等、この機会に三条機関たる土地調整委員会を、廃止はいたしません、一緒になつていただいで、そして公害等調定委員会としての三条機関として出発してもらいたい、こう言つておるわけでありまして、基本的には足鹿委員のおっしゃるとおりだと私も思ひます。

○足鹿覚君 そこで、いま岩動政務次官が申されたことばじりをとらえるわけではありませぬ。新しくできる調整委員会の所掌事務が、審査、審判を行なう等独立公正に行なう必要がある性格のものであつて、この意味からいへば、公害等調整委員会が公害紛争の調停、仲裁、今度あらためて裁定をするという性格のものになる、それと土地調整委員会にかかわる不服の裁定の権限を持つ行政

委員会としたことは、一応わからぬではありませぬ。だが、一つの行政委員会で全く異質の事務を取り扱うということに、私はやっぱり筋として納得のいかないものが残るわけです。他にそういう行政委員会がありますか、ございませんか、行政管理庁長官に伺いたい。

○政府委員(岩動道行君) ただいま御指摘のように、土地調整委員会の従来の権限と、それから公害等に関する権限とは多少質を異にしておると申しまするか、権限の内容が異なつております。しかし、これは必ずしも一つの機関が全然権限が、内容が違ふから、別の役所でなければならぬというふうなものではないと私も考えております。同一の機関で異なる権限を行使しても、これは行政の簡素化、合理化という観点から、私は必ずしも否定すべきものではなくて、十分にそれが調整されて、その機関が運用されるならば、あえて私はこのやり方が悪いというふうには考えておらないわけでございます。

○鈴木力君 関連。直接に関係ないかもしれませんが、岩動行政政務次官にお伺いしたいんですが、さっきちょっと気になる御答弁をいただいたので、これははつきりしておいて、今後の審議を進めたいと思ひます。それは、先ほど足鹿委員の御質問に御答弁をいただいた中に、行管とすれば、行政監理委員会にかけるのが筋である。しかし、当時国会の承認を得られなかったために、行監が機能を停止しておつたのでかけずにやつた、こういう趣旨の御答弁があつたと思ひます。その辺のいきさつをはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(岩動道行君) 私が申し上げたのは、昨年の十月の中ごろに行政監理委員会の委員の任期が切れまして、そして政府の方針といたしましては、全員新しい委員をお願いしたいということで、政府部内において人選を鋭意進めておりました。また国会の同意が必要であるということ、国会筋にもいろいろと御協議を申し上げて

おつたんであります。残念ながら、その作業が具体的に進まないままに半年過ぎたわけでございます。かような観点から、私どもは昨年の暮れから新年にかけて、予算編成の時期において、このような機構の問題も当然政府部内において審議をし、また決定をする。その段階において監理委員会がもし作業をしておるといふ実態であるならば、当然かけなければならぬ。それが諸般の事情から、監理委員の任命がまだ行なわれていなかったというところで、やむを得ない姿できめた、こういうことでございますので、その点は誤解のないように御了承いただきたいと思います。

○鈴木力君 これは誤解でなしに正解です。から、たいへんだと思ひます。行監委員会というべきものがあるんですね。それが国会の承認といたしますか、同意を得られなかったために、機能を発動できなかった。しかし、こちらは予算審議や何かの作業の過程で間に合わなかつたからもうやつてしまったんだ、こういうことですね。そういうことになつてくると、行監委員会に対する行政管理庁の姿勢というものがきわめて無責任なものになつてしまふ。都合いいときにあれば使つても、なければ使わなかつた、とんちんかんなことになつてくる。ことになつてきたらたいへんなことになる。やはりその点については、行管とすれば間違ひは間違ひであつたということをはつきりして、今後の行政監理委員会というものがあるべき権威というものをきっちり認めていく、こういう態度をきっちりしていただかないと、どうも私は承服できないわけですね。いかがですか。

○政府委員(岩動道行君) まさにおっしゃるとおりであります。私どもも具体的に行政監理委員会が活動いたしておれば当然かけるべきものである。これは法律的にかけなければいけないという性質のものではないと思ひます。しかし、私どもが作業を進めてまいりました。かけるといふ望ましい、また私どもはかけるべきであるという信念で、このような問題を善処してまいりたい、かように考えておるわけでありませぬ。しかし、他面

う段階にはまだなっておりませんが、これらは国民の健康にも関する重大な行政の一環といたしまして、今後十分にこの問題については注目をしたして善処してまいりたいと、かように考えております。

○足鹿巖君 岩動次官が御存じないということについては、私はいささかがつかりしましたね。それでいいですか、そういう態度で。そういうことになりますと、午後の、午後には農林省も、公取も呼んでやらざるを得ない。少なくとも行政管理局としては、あれだけ世間を騒がし、異質脂肪を混入して不当の利益を三十億ないし四十億あげたと一般的には類推しております。国民に新鮮な自然の牛乳を飲ませることを忘れて、合成牛乳を飲まず、その疑いがある。こういう重大な問題が、最も経済の裁判所といわれる公取が疑いを受けておる。その監督、指導を誤ったんじゃないか。一年以上もそのデータを秘しておる。厚生省は会社から始末書をもらっておる。そういう一連の大きな疑惑を受けておる際に、行管当局が知らぬというようなことでは私は許すわけにはまいりません。もつと事務局とよく打ち合わせをして、そしてこれに対する処置、今後の方針を明らかにしていただきたい、かように思います。

○政府委員(岩動道行者) 政府としてはさつそく関係省庁と十分な連絡をとって、その対策を進めてまいりたいと思っております。

○足鹿巖君 しかとお約束願えますね。よろしいですね。やっていただけですね。

○政府委員(岩動道行者) やりませぬ。

○足鹿巖君 委員会の権限はできるだけ詳細に法律で規定をし、行政処分は自由裁量処分の面を少なくして、福免処分を多くするという行政委員会のあり方の第一にはあるんですが、やはり第二の問題としては、独立の命令制定権について、その範囲、手続等についても、責任内閣制の趣旨と矛盾しないように調和をはかっている。委員の任免等については、ただいま述べられたように、この人選にあやまちなきを期す。しかし、あなた方としても、ある程度内閣の統制保持ということはお

考えにならざるを得ないでしょう。四は、他の行政機関との連絡をよくするよう特に留意をさせるということ、五は、委員は原則として専任とすること、等、それぞれの委員会の設置の趣旨及びその所掌事務に照らして適当な措置を私は講ずべきだと思っております。これは現在でも行政委員会について一般的に私は言えることだと思っておりますが、総務長官いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 大体そのとおりだと思います。

○足鹿巖君 そこで、このいま議題になっておる委員会の委員の人選の問題であります。法案によりますと、委員長及び委員六人、そのうち三人は非常勤となっておりまして、六人とした理由、委員は原則として専任とするといういま長官が御答弁になったとおりにいかかわらず、半数は非常勤にされた理由、これはどういう事情でこういうふうになったのか。しかも谷口委員長の先ほどのお話によりますと、現在土地調整委員会は六人ですか、委員が……。

○政府委員(谷口寛君) 五人でございます。

○足鹿巖君 五人ですか。それと一緒にして六人にして、そして三人を常任とし、三人は非常勤とする、しかも必ず異質なものをごの委員会であることに支障はないと行管長官が断言をされるにしましては、あまりにもたゞいまの御答弁とも反し、委員会が迅速適正に設置の目的に沿う活動を私は阻害しやしないかと考えますが、いかがですか。

○政府委員(岩動道行者) 委員の数でございますが、現在までの土地調整委員会は委員長と委員を含めて五人でございます。また中央公害審査委員会のほうは委員長一名と委員五名、うち非常勤が三と、こういうことになっております。したがって、それぞれ現在の委員数を合わせますと、十一名になるわけでございます。今回は委員長及び委員六人、したがって七名になるわけで、そのうちの三名が非常勤ということになっております。これはたゞいまの「原則として」ということで、必ずしも全員が非常勤でなければ

ならないということでもございません。したがって、具体的な人選は総務長官のほうで進められておられますので、私どもは承知いたしておりませんが、このような三人は従来にも公害等に関する非常勤の方が三人おられたわけでございまして、そのようなことも勘案して、いまの時点におきましては、事務処理の案件等を勘案いたしまして十分に国民の要望にこたえる処理ができるものと、かように考えておるわけであります。

○足鹿巖君 割り振りについてですが、山中総務長官、現在、土地調整委員会のほうは、委員長のほか、先ほどお話があったように、常勤委員が四人ですね、中央公害審査委員会のほうは委員長が二人ですね、非常勤が三人となっておりまして、今回新設されます公害等調整委員会は、委員長のほか常勤の委員が三人、先ほど申し述べましたように非常勤が三人ということになる。結局四人減ることになりますね。くどいようですが、異なった事務を同時にやる委員会としてこれだけの委員体制はどうか、そういうことを私は案ずるものであります。それはそれなりとして、このあなた方の原案による委員の割り振りはどういうことになりますか。土地調整委員会を担当する委員と、常勤委員が何人、非常勤委員が何人、公害等調整委員会を担当する常勤委員と非常勤委員の数、そういう割り振りをどのように入れておいてになりますか。

○國務大臣(山中貞則君) まず非常勤三人の問題は、これは常勤となりますと、他の職業を放棄してもらおうというかあるいは離れてもらわなければなりませんし、やはり国会承認人事でありまして、その前に選考する場合に、だれが見ても、原案をつくるものとしても、公正安当、人格識見高明、そういう人々を選ばなければなりませんから、どうしても非常勤のワケを少し許していただかないと、人選に最適の人が選べない、非常勤であれば兼任その他も比較的できるわけでありますので、お願いしやすいということも一つはございまして、

そこで、その委員長並びに委員が六名という分担であります。これは全員が両方の事務を、今度は一緒になるわけでありますから、所掌事務全体を所掌するわけであります。なお公害の問題等はことに専門的な知識をそのケースごとに必要とする場合が多々ございまして、今回の法律で専門委員を置くことを認めてもらうようにして、そのつど最も適切な人材をお願いすることにより、土地調整の今日までの事業も含めた新しい事務というものが消化されていくものと考えております。別段六名の委員中何名が土地調整委員というふうな区分はありませんで、全員でそのケースごとに専門委員等と組み合わせながら仕事を処理していくという態勢に入るわけであります。

○足鹿巖君 委員長及び委員となる資格として、法案では「人格が高潔で識見の高い者」というきわめて抽象的なものであるが、そのうちから内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命することになっておりますが、ネーム・バリューがあるからといって必ずしも能力があるとは限らないことは御承知のとおりでございます。今回の委員長及び委員はかなり専門的知識を必要とすることは明らかであります。よほどの主体性を持たないと結局は官僚に振り回される、かように私どもは案ずるものであります。大体委員長が四十万円ですか、委員が三十六万円、これは常勤の場合でございますが、非常勤の場合ほどの程度の手当をされて、十二分に活動を保障されますか、また専門委員制をとっておられるようでありまして、このものの選考の基準等もあわせて具体的に、長官でなくてもけっこうですから、御答弁願いたい。

○政府委員(川村睦章君) お答えをいたします。非常勤の委員の場合も常勤の委員の場合も、選考基準といたしましては、それぞれ勤務の形態は異なりますけれども、選ぶべき資格としては、同一な観点、すなわち人格高潔、識見を有する者という観点で選んでございまして、なお非常勤につきましては月額八千円ということになっておりま

す。
○足鹿覺君 百円という端数をつけたのはどうい
う……。

○政府委員(川村晴章君) 百円という端数という
御質問でございますが、これは非常勤委員の全部
の体系がございまして、これは百円単位までそれ
ぞれついておりますので、そういうことで、別に
特に百円つけているというような性格のものでは
ございません。

○足鹿覺君 デノミネーションでもやったら、こ
れは変なものになりますね。そこら辺が私のほう
もどうもあなたの方のおやりになることは納得がい
かない。

要するに現在でも中央公害審査委員会には専門
調査員制度がとられておるが、総務長官の権限外
のことかと思ひますが、この専門委員というも
のは、いわゆる民間人を主として選ばれますか、
各省関係の公務員をもってこれに充てられる所存
でありますか、この点いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 委員ももちろん、私ど
もが中央公害審査委員会を選びますときには、各
省庁のOBとかそういうようなことは念頭にあり
ませんで、もっぱら学識経験者の中で人格高潔に
して云々、というのはこれは例文で、一応そうい
う選び方をする場合にはそういう表現が全部なさ
れておりますから、とっておりますが、やはりそ
れに対して最もふさわしいと思う人を選んで、国
会の同意をお願いするわけでありまして、専門委員
というものは、これまた先ほども申しましたが、こ
とに公害の態様等によつては特別なその分野の専
門の日本最高の人たちにその問題が片づくまでの
期間をお願いするというような、三顧の礼をとつ
て知識をこの件に対して国家のため国民のために
かしていただきたいというお願い等をいたして迎
えるわけでありまして、固定された人たちがき
まるのではなくて、三十名以内において適宜適切
にそのケースに最もふさわしい人を民間から選ぶ
という原則であります。もっとも国の研究所
等で、その問題について民間も含めて、あの人は

権威者だというような人がある場合に、国の役人
だからこれを絶対にしないというつもりではござ
いませぬが、原則は当然民間の権威者と衆目の一
致する人を選んでいくという配慮をしていきたい
と思ひます。

○足鹿覺君 その点については総務長官の常識と
野人閑僚としての立場から十分配慮をされるであ
らうということをご期待しておきます。

委員会の独立性と公正さの保障の確立について
伺いますが、強力な事務局を設けて公害の発生原
因、発生状況等について常にこの委員会は調査を
する必要があると思ひます。したがってこれ
れに基づき必要な資料を収集し、具体的事件の処
理に資し得るような体制を委員会の存立上最も必
要と思ひ思ふのであります。調査体制とでもいい
ますか、そういうふうなものは専門委員制度と
別に事務局に設けられるわけでありまして、この
点いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) これまた一つの考え方
であります。私もそういうことも一応念頭に置
いてみたくは思ひますが、やはりこれは環境庁が
主として所掌いたします公害規制の行政法、こう
いうものに付随して、常時、機能として国家が持
ておらなければならぬ分野であると思ひます。
この公害等調整委員会というものがございまして、
これは裁定等の申請にあつてもみんなそのケー
スごとにそのつど申請が行なわれますから、それ
を受けた形で調査等ももちろんいたしますが、ふ
だんそういうことが起こらぬようにする、被害者
が訴えなくともいような状態をつくり出すとい
うことはやはり、そのために環境庁というものが
公害規制処理法を全部まとめて役所として出発を
いたしましたので、そのほうにゆだねるべきであ
ると思ひます。当初私は、この中央公害審査委員
会の段階で環境庁の付属機関——三条機関という
ことはそのとき念頭に一応ありませんでしたので
——そういうことも考えてみましたが、やはり総
理、内閣、いわゆるそれらの直轄——直接の指揮
はいたしません。そういう形で総理府に置か

れる三条機関というもののほうが正しかろうとい
うことで、これは行管とかあるいは法制局、そう
いうところも、当初私の原案には、環境庁をつく
りますときには、中央公害審査委員会というもの
を付属機関に入れていたわけでありましたが、やは
りどの省にも所属しないで、文字どおり独立して、
公正、厳正、中正な方針を打ち出して行くべきで
あるということ、一応総理府の外局にとどめる
ということにしたわけでありまして、そのような
ことから考えますと、事件が提起された場合にお
いては、これはあらゆる手段を尽くして、専門委
員等の知識も活用しながら、あるいは調査権限等
も活用しながら、その調査を、裁定等に誤りなき
を期するための必要な資料を最大限つくらなけれ
ばならないと思ひますが、日常の行政は環境庁が
やるべき仕事であると考えて、いまのところ事務
局にそのまゝの、ふだんの調査機能というものを
与えておるわけはございません。

○足鹿覺君 先ほど山中長官は公務員のOBの中
からでも採ることは採るが、主として民間人を起
用して何びとも納得し得るような人事をするとい
うことでありまして、私の手元にごく最近日本弁
護士連合会会長今井忠男という人から要請書が、
意見書ですか、要望といひますが、そういうもの
が届きました。読んでみまして、まことに具体的
でもっともな意見が多いと感じます。そこで、一例
を申し上げますと、裁定委員会の委員のうち少なく
とも一人は現に弁護士である者から選任すべきだ
との意見も出してあります。私は、いわゆる民間人
といひますと、法曹界、学界、公害関係の権威ある
研究家等が、やっぱり主軸にならざるを得ないと思
うんですが、この日本弁護士連合会の意見書はま
ことに妥当な事項がたくさん、相当長文なもので
ありまして、読むことを省略いたしますが、ごら
んいただいたとおりですか。よく御勸案をいただき、
御検討いただいておりますか。

○国務大臣(山中貞則君) これは三条機関に移行
させるにあつては、文字どおりいい意味での政

府の守護からは手放すわけでありまして、独立
してやつていくにふさわしい法律を整えて、権限
を与えて、そうしてつりつぱな内容のものとして出
発をさせませんと、せっかく誕生させる立場にお
いてもあとで後悔したらいかせんので、万手落
ちのないようにいたしております。したがって、
各方面からの批判ない意見なりというものは私も
大体目を通しております。ただいまの、日弁連で
あります。その御主張の中の、弁護士である者
を選ばべきであるというところは、現在の中央公害
審査委員会においても、今回の公害等調整委員会
においても、この委員のうち一人は弁護士の資格
を持つ者でなければならぬ、こう規定してありま
すから、その点は別段いま開業している民間の弁
護士さんを任命する、しないという、これはもう
技術上の問題でありますから、その問題とは切り
離して、その趣旨は原案にも十分盛り込んでござ
います。

○足鹿覺君 防衛庁長官が何かあまり早く来過ぎ
てしまったので、早く帰るつもりらしいから、便
宜をはかつてあなたにお尋ねをいたします。これ
はだいたいあつてしよと思ひておりましたが……。

○国務大臣(江崎真澄君) どうも恐縮です。
○足鹿覺君 それは基地公害の問題であります。
で、四十七年度の予算に四千七百万円の調査費が
ついております。これは何を調査するんです
か。

○国務大臣(江崎真澄君) 詳細は政府委員からお
答えいただきます。

○政府委員(薄田浩君) 調査費四千七百万の詳細
の内訳はあれでございますが、われわれ考えてお
りますのは、この中で基地公害と称しますが、騒
音の対策等といひまして、まず個人用の共同テレ
ビアンテナとか、それから個人の防音の住宅の試
験をしたい、そのほか調査費には、いわゆる演習
場によります、これは騒音とは違ひますが、演習
場の及ぼすいろいろな河川の損害等がございまして
で、そういう形のほうにも使いたい、こういう意
味で、調査費はいろいろな事案が混在してござい

す。

○足鹿覺君 その四千七百万円の調査費の内訳を資料として御提示願いたい。

○政府委員(薄田浩君) 承知いたしました。

○足鹿覺君 民間個人の基地公害被害の実態は調査できておりますか。

○政府委員(薄田浩君) われわれの整備法は、発生的には大体公共的なもの、たとえば音で申しますと、学校とかいわゆる教育施設、あるいは医療施設等やっておりますが、近時いろいろ公害等につきまして地元で御迷惑をかけておる、あるいは世論の推移等も考えまして、個人につきましても調査等はいたしております。それで事例で申し上げますと、音の問題で限定してお答えいたします。個人の方々については、特損法の規定等によつて損失を補償させていただきます。それから騒音、音に伴います騒音につきまして、個人につきましては、従来から騒音防止の電話機あるいは有線放送、それから有線放送電話施設、それから、これはNHKのほうと協力いたしまして、テレビの受信料の減免等、それから先ほど申し上げました共同テレビアンテナ等、こういうものを考えております。その他基地周辺におきましてある一定の地域を限りまして、個人の方のいわゆる基地があることに伴う危険感あるいは音の除去というように、集団移転という制度をやっております。この制度は、相当な範囲を御要望に応じて買取、あるいは移転等の措置をとっております。そのほか、先ほど調査費の項で申し上げました個人の方々の住宅の防音というものを手がけていきたいということで、四十七年度予算におきましては七百万円いたしまして、いろいろな試験的な建物による検討をいたしたいと、こういうふうにして思っております。

○足鹿覺君 ただいまあなたが述べられたもののほか、ことしから七百万円で調査をするということとありますが、民間個人を対象とした被害の実態、被害の補償の項目別補償額等必要な資料を御

提示ください。質問の時間の節約上ただけです。

○政府委員(薄田浩君) 先生のおっしゃいますような分類にし直しまして、御提示いたしたいと、こういうふうに思っています。

○足鹿覺君 現在基地なるがゆえに立ち入り調査も、個人被害の救済も行なわれておらないことは御承知のとおりであります。江崎長官。で、調査の結果、七百万円の調査費でこれから調査するということではあります。私はいかにも片手落ちで、不相应だと思ふ。個人の被害を行政面から調査費をつけてこれから調査するというようなことではなしに、法律を改正してですね、私どもは基地を容認するものではありません。ありますが、現実にあるものに対する、迷惑を及ぼしておるといふことはきわめて甚大であります。これをただ単なる、これから調査をして行政で解決をつけようというだけではなしに、法律を改正するくらいに考え方を持っておられるかどうか。特にこの今度の委員会ができましたも立ち入り調査はできません、基地なるがゆえに。お認めになりますか、立ち入り調査を、どうですか。

○政府委員(薄田浩君) お答えいたします。先ほど私の御説明がちょっと不十分で、ちよつと訂正、訂正といいますが、補正させていただきますが、七百万円といふのは個人の防音でございます。まして、先生の御質問の個人に対する施策としては後ほど資料で出しますが、いわゆる補償的な考え方で現在もやっております。これは後ほど資料でお届けいたします。

それから立ち入りの問題でございますが、これはまあいろいろ、特に例を米軍基地について申し上げたほうが適当だろうと思ひますが、いわゆる

○足鹿覺君 いや、自衛隊でやってください。

○政府委員(薄田浩君) 自衛隊のほうは立ち入りといいますが、これは現実にはわかっております。それから米軍のほうは、合同委員会の下部機構といたしまして航空機騒音対策につきまして分科

会がございまして、ここでいろいろ発生源であるジェット機のほうの音を消すほうのくふう、あるいは何ホン何ホンと、こういうような検討はいろいろ委員会でもやっておりますので、一々立ち入りなくともある程度ある程度と申しますか、立ち入らなくても音についての公害はわれわれ把握できるのではないかと、こういうふうにして思っております。

○足鹿覺君 いずれにしても、米軍、自衛隊を問わず基地周辺の騒音公害はジェット化が進むにつれて著しいものがあることは御承知のとおりなんです。おそろくえんきよくにはありませんが、立ち入り調査については認めないと言わぬばかりの御答弁でありましたが、ということになります。と、この騒音被害の問題でかりに住民から苦情が出て、防衛庁が受け付けなかったときは、どこへ持っていけばいいんですか。地方の公害審査会や中央の審査会に申し出れば防衛庁へ働きかけてもらえるのですか。防衛庁は自分たちの判断だけで、第三者の意見も聞かないで、ただあてがいぶちでいいとお考えになっておるのであります。それらの点について立法措置をやるかやらないかということも含め、江崎長官の御見解を承っております。

○国務大臣(江崎真澄君) 非常に重要な点の御指摘だと思ひます。で、従来は、騒音等については迷惑をかけておるといふ、こちらが原因者であるというところは非常にはっきりしております。その苦情が出てまいりましたときに、そんなものは知りませんというような官僚的な形ではねつけるという例はこれはないように私自身も承知をいたしております。やはりその騒音防止のためのいろいろな施設については的確な調査をして、そして御納得のいくように話して、話し合いですべてを解決するといふたてまえですから、現在直ちに別な機関を設けてそして処理しなければならぬというふうには考えておりませんが、しかしだんだん世の中が安定するにつけて、この基地公害の問題、騒音の問題というのはなおざりにできない重

要問題ということ、このごろは非常に地域住民の方たちからも注目をされております。したがって、いま御指摘になるような点については、先ごろも山中総務長官等も何かやはり防衛庁においても当然考へておられるというふうなお答えがあつたやに私も聞いております。したがらば、これは現在の状況でまあいまいのところはカバーできると思っておりますが、しかしどうしていそれでは承知できないというふうな雰囲気が出ますれば、御指摘のように新たな機関を設けるなり、何らかのやはり措置をとる必要があるかというふうに思ひます。で、そういうふうなすべの問題をひつくるため、実は内閣委員会の皆さまに国防の審議のときにも申し上げましたが、戦前からの陸軍の基地であつたからそれを米軍が引き継いだ、あるいは自衛隊が引き継いで今日に至っております。

(理事町村金五君退席、委員長着席)

東京都のような巨大都市においては、周辺都市とも一新して。ベッドタウン等の充実した隣接都市というものの状況等を考えますと、やはりそういうもののためにはそういうものを全部ひつくるかどうするかという、いま、防衛庁では検討に入らう、こういう姿勢でおるわけですが、これらとあわせて、この基地の公害問題、その対策、これは予算等においてもわれわれ毎年大蔵省側に議員各位の協力を得て相当強く対策費を要求するのですが、なかなか思うようにまかせません。本年度の予算折衝の経緯にかんがみまして、非常に問題が多かつた。あとからよほど追加をとつたつもりでありますが、決して地域住民の満足を得るところまでには至っておりません。したがって、そういう問題もひつくるためそのプロジェクトチームで検討をいたしたい、こんなふうな考えをしております。

○足鹿覺君 裁定制度と原因裁定の問題等について山中さんに伺ひますが、運用問題を中心にこれから伺ひますが、裁定制度には、公害被害の原因

を調査する原因裁定と、損害賠償責任の所在を明らかにする責任裁定の二種類があるが、そのうち原因裁定は、被害者だけでなく加害者も申請することができるとなっていると法案に載っているんですね。これは私は読んでみていささかふに落ちないわけですが、資料をずっとたぐってみますと、初めの政府案には、公害被害者だけの一方的な申請だけで裁定すること、長引く公害訴訟にかわって被害者救済の道を行政的に保障するという積極的な内容だったと伝えられておりますが、いかがですか。

○政府委員(山中貞則君) 私のところでは、最終的にきめたものがこの法案でありますから、その前に政府案というものが先にきまったことはありません。私も、事務当局と私をまじえて累次アメリカの連邦法を調べてみたり外国の例を調べたり、いろいろと新しい市民の声というものが行政にどのよう反映するか等について検討もしてみました。しかし最終的には、いま申しましたように、原因裁定は、これは損害額をみずからこれぐらい払いましょうというようなことを不遜にも申し出る形になる責任裁定とはおのずから異にいたしまして、今回は、ことに私どもの法律では、水質とか大気だけでなく、公害基本法の典型公害のすべてに関する、騒音、悪臭、振動、地盤沈下、そういう一切の案件を受け付けることになっておりますので、したがって、ともすればこまかな問題等も持ち込まれる可能性もあります。その場合等において、あなたが加害者が企業であると断定するばかりでないケースもあるわけでありませぬ。したがって、みずからの立場において自分が被害あるいは加害者と見られて訴えられる、あるいは訴えられそうな環境である、しかし自分たちはそういうことはありません、このようにその原因と目されるものについては自分ではないという証明がきちんできますというものは、みずから進んでその裁定を受ける資格を私は与えてもいい、そう思つて、自分の判断で最終的にきめたわけでありませぬ。もちろんそれは、申し出て、逃げ

隠れするために申し出たものであり、虚偽の申し出をしたものであれば、直ちに委員会が調査をして、そしてそれは裁定に服しなればなりませんから、すねに傷持つ者はとても当事者として見られていてもそれを持ち出すはずはないだろう、そう思うわけですね。

○足鹿寛君 四十七年二月十九日のサンケイ新聞によりまして、二月十八日、自民党政調公害部会にはかつた結果、「被害者だけでなく企業側の裁定申請も含めよ」との党側の要請を受け入れ、一部修正して同日午後持ち回り閣議で決定した。加害者側の裁定申請が一部認められたことで公害被害者救済のための同法の性格は大幅に後退した。かように報道されておるのであります。他の新聞も大同小異であります。このような最終決定は、それは長官の責任においてなされませんが、経過をながめると、当初は被害者申請だけを認めておつた。それが審議の促進をし、結論を早く出せということにつながる、こういうことであつたことは、私は長官もよもや御否定にならぬだろうと思つた。これはこの席で、そうだったということは、これは言えませぬ。言えませぬが、確かにそういう面があつたと私は思います。この点で、私もこの公害と企業の癒着問題を非常にいままでも指摘して戦つておりますけれども、今回の場合ぐらひは筋を通してほしかつた、かように思います。この点では、ただいまの長官の御答弁で納得がいきませんが、水かけ論をやつておつてもきりがありませんから、原因裁定の囑託については、被害者の側の同意がなければこれをすることができないというふうな、運用の面で、この問題をもう少し歯どめを置けることができないか。以上が、これらのことができない限り、国民のその裁判を受ける権利を事実において侵害をし、かつ被害者救済の障害となる危険がある中で、この制度は、私は削除してほしいと思つております。どうもこの点が私は納得がいきませぬ。しかも、午後申し上げますが、一応裁定がきつた、一方側から、裁判を、訴訟を起すとい

うことになりませぬ、現在の司法制度のもとにあって、三審制をたてまゝとしておる現行司法制度が、事実、この調整委員会の裁定に不服で、また裁判を申し出るということになると、事実上四審制のようなかっこうになつて、裁判が長引く危険性がある。なるがゆゑに、私はこの加害者を申請さすということについては、少なくともこれを削除してほしかつた。もし一歩譲つたとしても、原因裁定の囑託については、被害者の側の同意がなければこれができないと、こういう歯どめ措置をなると運用の面で考えることはできませんか。御所信を承つておきます。

○水口宏三君 いまの関連でちよつと伺いたいのであります。この間の連合審査のときにもこの問題が非常に問題になりました。長官のお話を聞いてみると、たとえば、何となくこう亜硫酸ガスのにおいがしてきて、一体だれが出したかわからぬ。被害者は、少なくともそれによつて被害を受けたから原因裁定というものを出すだろと思つた。ところが、加害者のほうはだれかわからぬから、私は加害者じゃありませんと言つて裁定を出すかもわからぬ、そういうことじゃないと思つた。これは大体そういう被害者がいて、被害者が、それらについていろいろと地域でも問題になり、紛争が起こり、ある場合には事前に仲裁なり、調停なりがあつて、そういう過程の中から原因裁定というものが出てくるのであつて、ぼこつと私は被害者、加害者じゃありませんよなという原因裁定なんか起こるはずがないのでありますから。大体においては、加害者と目される人たちというものがあつて、被害者は歴然とある。そこでそれを、ただ、原因がはつきりしないから原因裁定というものが設けられるとすれば、当然、もういままでの経過からいって、原因と目されるグループがあるわけですから、被害者のほうから、それらについて裁定を申し入れれば、それはもう委員会が、これらについて、はたしてほんとうの原因者であるかどうかということも裁定すればいいのであつて、頭から、ただ何でもないと、いきなり私は原因者じゃありませんなという裁定が出てくるはずがないじゃないやありませんか。そうすると、

うことになりませぬ、現在の司法制度のもとにあって、三審制をたてまゝとしておる現行司法制度が、事実、この調整委員会の裁定に不服で、また裁判を申し出るということになると、事実上四審制のようなかっこうになつて、裁判が長引く危険性がある。なるがゆゑに、私はこの加害者を申請さすということについては、少なくともこれを削除してほしかつた。もし一歩譲つたとしても、原因裁定の囑託については、被害者の側の同意がなければこれができないと、こういう歯どめ措置をなると運用の面で考えることはできませんか。御所信を承つておきます。

○國務大臣(山中貞則君) 私もおつしやることはわからぬでもありませんが、加害者、被害者と断定できるものは因果関係が明確なんですけれども、しかし、自分は加害者ではありませぬという場合において、その因果関係は、やはり裁定でもつてそれを決着をつけるといふことになるわけでありませぬ。その人は実際には加害者ではなかつたといふことを証明されることもありましょうし、それはやっぱりおまえが犯人だったじゃないかといふことで裁定を受けることにもなりましょうから、私は、持ち出したものが、これは単に企業ばかりじゃありませんで、騒音とか、振動とかといふことになりませぬ、それが全部加害者であつて、といふ断定もきわめてむずかしいケースまで入つてくると思つた。ですから、やはり因果関係が存在するかしないかといふ問題の証明を裁定に仰ごうという場合において、自分はそういう原因者ではありませぬといふものも、原因裁定に関する限りは置いておいていいじゃないか。したがつて、その場合には因果関係の、明確に加害、被害の関係ができる前の問題でありますから、いわゆる被害者といふものも、自分は被害者だといふ人はおつても、その人の同意と直接直結して——同意がなければ、患者、あるいは患者と目される人でもないです、そういうことができないといふことについては、やはり少し問題があるケースが出てくるのではないかと思つた。運用の問題とい

どうも長官の御答弁は、何となく、そのまま聞いていられるような感じがいたしますけれども、事実経過としては、私は、つまり加害者側からの原因裁定というものは、事実上、むしろ資力とか、あるいはさまざまなこれまでの経過を見てみると、むしろ、被害者側の行動というものを先に制約をしようという経過が多いようです。私はあくまで公害等調整委員会というものは、被害者を、被害をなくすためのこれは一つの制度だと思っております。そういう意味において、いまの長官の御答弁ですと、そのままですらうといたんでは納得できないと思うんです。これはもうこの前の連合審査でも、だからそれが責任裁定との関係で問題になっていまして、これは原因裁定については、私は法を改正して、これは原因裁定については、加害者の裁定申請権がないとすべきだと思っておりますし、いま足鹿委員のおっしゃった、行政上は、むしろ、努力どころではない、何か制限をすべきもののように考えているのでございますけれども、その点についてはもう少し明確に御答弁いただきたいと思っております。

○国務大臣(山中貞則君) これは調停、仲裁といういままでの中央公害審査委員会の権限では、当事者の合意を前提としておりますから、やはり附帯決議をまつまでもなく、その間の、質疑応答もいたしましたけれども、その国会の議論を振り返ってみても、当事者の合意が前提であれば、合意しないものはもう裁判でいいというふうになるであろうことは、今日の幾多の事例から見ても明らかでありますから、そこで今回は裁定制度というものを持ち込もうということにするわけでありますので、裁定に持ち込んでくるものは、これは仲裁なり調停なりの段階から移行するんだということとは、あながちそういう順序ばかりではないだろうと思うのです。やはり私たちが、直ちに裁定で行政上決着をつけたいという姿勢で持ち込むものは圧倒的に被害者だろうと私は思います。しかし、先ほども申しましたとおり、水質とか、大気とか、ほぼ企業側が、しかも相当な規模の、

中小企業の中にはあるとしても、企業側が原因者であるとはっきりしておるようなもの、こういうものに限れば、またあらためてその議論は私どもも耳を傾け、謙虚に直すところは直さなきゃならぬと思っておりますが、しかし、典型公害のすべてにこれをかぶせておきますので、その場合において、原因者がだれだということについては、私でないというものも申し出ることでできるようにしたらどうだ。しかし、一方、自分は被害者だと申し出て、あの工場が加害者だと言った人が、それを仲裁、調停、裁定に持ち込んできて、調査しているうちに、実はその工場じゃなくて別な工場だったという場合には、一方的に訴えられていない工場であっても、立ち入りもし、そうして裁定の対象として委員会がさばっていくわけでありますから、そこらところは私は相当機能していくものであるし、被害者救済をあくまでも基本とすべきであるという理念にいささかも狂いがあつてはなりませんし、そのことは考えておりますが、被害者救済をきわめて困難にするものであるというふうには私は判断をいたしておらないというところであります。

○水口宏三君 重ねてお尋ねをいたしますけれども、大体原因裁定を行なうという場合に、その企業が原因者と目されている場合にあるいは出さずともわからないわけですね。たとえば自転車工場が全然自分の使っていない薬か何かの公害があつたという場合、自転車工場は、私のところじゃありませんと手を上げるばかりはいないわけですね。やはりどうもその公害の発生源であるらしいと目されるような工場、こういうところが問題になるわけでございますね。だから、むしろ私はそういうことは被害者から訴えられた責任裁定なりあるいは原因裁定の中で明らかにされればいいのであつて、初めから大体加害者と目されるような人たちが、私は加害者ではありませんと言つて裁定へ持ち込む理由は全然ないではないか。もし被害者側からそういう原因裁定に持ち込まれた場合、大体いままでの通念からいってあの工場がどうも

原因らしいと思われの人たちが呼ばれたと、その過程の中で、みずから原因者ではないということ、明確にすればいいんですよ。それを初めから何か、長官のおっしゃることはその点があいまいなことでございますが、何か原因者でないということ、自分を初めに言つてもいいじゃないかと。言つて悪いことはないですよ。全然無関係な者が言うはずはないですね、事実問題としては、通念的にその工場が原因者であると思われている場合、先手を打つということになつてくるのであつて、そんなことをしなくたつて、その原因裁定が始まつた過程の中で、この間もさんざん審議になつたように、自分が原因者でなければ原因者でないというあかしを立てればいいわけですから、何もその道を、加害者の側からの裁定の訴えの道を開いておくことは、これは公害というこの社会的な現象に対する、むしろ被害者に対する救済措置であるべき基本法案の趣旨と全然沿わないんじゃないかというのを申し上げているんです。

○国務大臣(山中貞則君) 私もおっしゃることはわかつておるんです。しかしそれで、いわゆる私は被害を受けたということで、公害の被害者だということでも仲裁を申し出ます。そうすると、当然だれが加害者ですかと、あの工場あの工場ということではそれは調べるでしょう、典型的な工場を。地域住民の例をとればですね。したがつて、それはもうその企業が申し出ようと申し出まいと、あるいは申し出てきたつてそれはもう全部被害者の申請にかかる裁定行為が始まるわけでありまして、調査の対象に全部、被害者のあげてないものまで含んで調査をしていくわけでありまして、そういうような典型的なケースでない場合、そういう場合に、自分はこういうことを周辺から言われているが、私の工場じゃありませんと、あるいは私自身が騒音なり振動なりと言われているけれども私は騒音なり振動なりと言つて、理由をちゃんときちんとつけて証明ができて、そして裁定を下されても私のところは何らすねに傷持っておりませんという者があれば、それを受けつけ

ない——これは企業とばかりは言えませんが、おまえさんは受けつけられないというところは、原因裁定の場合には、原因が因果関係として明確にされるための裁定でありますから、したがつて、繰り返しませうけれども、自分がうしろめたいところがあるのに持ち込んできてやぶをつついてヘビを出して、裁定を受けて、おまえさんが原因者であるというふうな裁定を受ける者があまりあるうちは思いませんが、足鹿さんがさつきおっしゃつたことで、それを利用して引き延ばそうとはかるといふようなケースは、私はこれから運用していつてみなければわかりませんが、厳然として独立した司法の分野においてすら見られる現象でありますから、そういうことは場合によってはあるかもしれないと思つて、かといつて、それが当事者の双方が、これは同意を必要としないわけでありまして、申し出る道を原因裁定もふさぐといふことについては、私は直ちに被害者救済の姿勢がそれでそこなわれるというふうには考えておりません。運用は足鹿委員の御注意もありません。十分検討をしたいと思います。

○足鹿覺君 警察庁おられますか。ずいぶん待たせましたが、あなたは一番最後の組にしておつたけれども、あまり待たせてもらつておるから——あなたにお尋ねしたいのは、実は人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、これは昭和四十六年七月一日から施行されて今日に至つておりますが、その当時の当院の法務委員会における審査の経過等を見ますと、かかし法案だと参考人の戒能通孝先生などは言つておられるんです。そういうふうなきらいがたぶんにあるということをおつておられるので、そこで、今度の公害等調整委員会もこの二の舞的なものにならないために、その関連として実態を承りたい、こういう趣旨でありますからお答えをいただきたいと思つて、このいわゆる公害罪処罰法と公害等調整委員会の運営との関連性といふことが、これは総務長官には御答弁をいただかなくてけっこうですが、よく聞いておいていただきたい。公害等調整委員会設置

法制定の趣旨は、国民の公害紛争の簡易迅速な解決を要する声にこたえるために、公害等調整委員会に公害紛争に関する裁定を行なわせようとするものでありますが、本委員会において具体的な事案が審査されて裁定がなされるにあたって、その事案が各種の取り締まり法規や、処罰法規の適用を受けたか否かということは、委員会の裁定に従って、また被害者の救済に著しい影響を及ぼすとは私に思ふのであります。いわゆる公害罪等処罰法について言いますならば、その施行前はもちろん、施行後も公害事件はあつたと断つてはいない。一年間でありまして、その直ちに効果があるとは思いませんが、また最近新しいPCBの公害がしきりに報ぜられておりますし、その他いろいろ複合公害が発生しておりますが、これらとは対照的に、公害罪処罰法の取り締まり法規が制定されて一年になつても、処罰法規の適用をされたとはいふことがほとんど私に聞いておりません。私もあまり新聞報道等を詳細に読むほうではありませんが、いろいろ調べてみますが、ないようです。

つまり戒能先生が法務委員会で指摘したように、これはいわゆる公害処罰法というものを設けてある程度示威してみたものあまり効果がない、いわゆる法的な、ざる法的なものだといわんばかりの御供述をしていらつしやいます。事実そのようになりつつあるのではないかと、公害発生だと思われたいの他に対する取り締まりの状況について聞きたいのであります。第一点は、この一年間に諸種の行政取り締まり法規に基づく取り締まり状況についてでありまして、取り締まり法規の名称と、その法規に基づく発生した警告件数、同じく右により処罰をされた件数。二が、この一年間におけるいわゆる公害処罰法に基づく取り締まり状況、捜査した件数と、その中で起訴となつた起訴件数、裁判所の裁判の結果有罪となつた件数と無罪となつた件数、この模様を御報告願ひたい。詳しく時間を要するならば資料として御提示願ひます。

○政府委員(本庄務君) ただいまの御質問、幾つかの項目ございましたが、本日承つたばかりでございますので、正確な数字を手元に持つておられない点もございまして、現在承知している範囲内においてお答えをいたしたいと思います。

いわゆる公害犯罪と申しました場合に、狭い意味と広い意味で使われておりますが、御案内のように、最も狭い意味といたしましては、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律という長い名称の法律、これを俗に公害罪と言つておりますが、先生の御質問の御趣旨は、この狭い公害罪についてではなくして、一般的にいわれる公害といわれておる事犯の状況というふうな理解をいたしてお答えしたいと思つております。そういう点から申しますと、四十六年一年間にいわゆる公害事犯として検挙いたしました件数は全国で四百八十二件でございます。この適用法令といたしましては、既存の公害関係のあらゆる法令を活用をいたして捜査、検挙をいたしております。

どういふ法律があるかということでございますが、たいへんたくさんございまして、全部申し上げる時間もございませんから、二、三申し上げますと、たとえば河川法、水質資源保護法、それからいへば獣処理場等に関する法律、と畜場法、港則法、砂利採取法、農薬取締法、騒音規制法、道路法、農地法、鉱山保安法、その他幾つかあるわけでございますが、ただ、先ほど御質問のございました、昨年新たにできました幾つかの公害関係の法令につきましては、仰せられましたとおり、直接検挙をしたという事例はきわめて少ないのが実情でございます。

○足鹿君 ありはしないじやないか。きわめてじやなくて、ありはしないじやないか。
○政府委員(本庄務君) しかし、これは公害問題につきましても、きわめて専門技術的な要素が多い。したがって、御案内の新しい公害関係の法令に基づきまして、それぞれ所管の主務行政庁が各種の行政措置によつて処理をしていく、改善していく、こういう措置がとられておるようございまして、それと相まって警察で罰則を適用し

て成果をあげていくと、こういう考え方になつておるもので、したがって、その主務行政庁の措置がとられてもおかしくなくならない、刑罰法を適用しなければ改善されないというふうな場合には、当然その刑罰法を適用することになると思つております。また、そういう主務行政庁の措置を待つてからということではなくして、並行して、まあ事案によつてはいわゆる捜査権を發動しなければならぬ場合もあるかと思つておりますが、主たる原則といたしましては、仰せ申し上げましたような考え方で臨んでおるわけでございます。

それから、一件もないと仰せられましたのは、おそらく一番最初に申し上げました狭い意味での公害罪、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、この違反という意味だろつと思つて、これにつきましては、仰せのとおり、一件も現実にはいままで検挙をしたのはございせん。しかしこの法律は、御案内のように、「工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は」という構成要件になつておられて、この危険を生じさせるというものは、実害を発生させる一般的な可能性のある状態というふうな普通理解せられております。これは国会審議の過程においても論議されましたように、いわば公害に関する最後の切り札と申しますか、伝家の宝刀と申しますか、そういう意味に通常理解されておるようでありまして、これ以前に、以前にというのはおかし

いんですが、これ以外に、御案内の大気汚染防止法、あるいは水質汚濁防止法、海洋汚染防止法、騒音規制法、その他幾つかの法令がございまして、これらによりまして、先ほど申し上げましたような主務行政庁の適当な措置、あるいは必要に応じて罰則の適用ということでも大部分の目的を達していく。なおかつ、先ほど申し上げましたような構成要件を充足するような事態には、この公害罪、いわゆる狭い意味での公害罪を伝家の宝刀として抜くということであろうかと思つて、伝家の宝刀でございますから、この伝家の宝刀をいつも抜か

なければならぬような事態があるとすれば、これはまことにたいへんなこととございまして、今後まあそういうものを抜かなきゃならないような事態が出てくるか出てこないか、出てこないことを希望はいたしておりますが、そういう意味におきまして、狭い意味での公害罪の適用は、いままで一件もなかったということにはむしろあわせてあつたのではなからうかというふうにも解されると思つておるわけでございます。

それからさらに、先ほど警告件数等お話がございましたが、警告件数は、これは警察で把握しておりますが、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、こういった事案に関連いたしまして警告をいたしました数が全部で約一万五千件でございます。

○足鹿君 あとで資料で出してください。
○政府委員(本庄務君) はい。それから事件になりましたものの起訴状況、あるいは判決の状況、これらにつきましては、検察庁あるいは裁判所のほうの資料でございますので、後刻それらにつきまして調べて、資料として提出したいと思つております。

○足鹿君 私が聞いておるのは、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律が、いわゆるざる法的な運営に随つて、かかしの存在になつてしまつたのではないかと。いま審議中のこの法案にいたしては、それがなく、いふ保証はないから、したがってきびしく伝家の宝刀、伝家の宝刀とおつしやるが、伝家の宝刀を抜きかけたが実は抜けなかつたという犯罪捜査はどのように、では行なえたか、具体的な事例を一つあげてください。ありますか。やつていないじやないか。

○政府委員(本庄務君) その点につきましては、いままでのところございせん。
○足鹿君 だから私は別に罪のないものをむやみに捜査をしないと言つておるのではありません。新聞紙上等をにぎわしてあります重大犯罪については、確たる証拠がない場合、別件逮捕ですね、たとえば道交法違反というふうなものを行

なればならないような事態があるとすれば、これはまことにたいへんなこととございまして、今後まあそういうものを抜かなきゃならないような事態が出てくるか出てこないか、出てこないことを希望はいたしておりますが、そういう意味におきまして、狭い意味での公害罪の適用は、いままで一件もなかったということにはむしろあわせてあつたのではなからうかというふうにも解されると思つておるわけでございます。

それからさらに、先ほど警告件数等お話がございましたが、警告件数は、これは警察で把握しておりますが、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、こういった事案に関連いたしまして警告をいたしました数が全部で約一万五千件でございます。

○足鹿君 私が聞いておるのは、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律が、いわゆるざる法的な運営に随つて、かかしの存在になつてしまつたのではないかと。いま審議中のこの法案にいたしては、それがなく、いふ保証はないから、したがってきびしく伝家の宝刀、伝家の宝刀とおつしやるが、伝家の宝刀を抜きかけたが実は抜けなかつたという犯罪捜査はどのように、では行なえたか、具体的な事例を一つあげてください。ありますか。やつていないじやないか。

○政府委員(本庄務君) その点につきましては、いままでのところございせん。
○足鹿君 だから私は別に罪のないものをむやみに捜査をしないと言つておるのではありません。新聞紙上等をにぎわしてあります重大犯罪については、確たる証拠がない場合、別件逮捕ですね、たとえば道交法違反というふうなものを行

なればならないような事態があるとすれば、これはまことにたいへんなこととございまして、今後まあそういうものを抜かなきゃならないような事態が出てくるか出てこないか、出てこないことを希望はいたしておりますが、そういう意味におきまして、狭い意味での公害罪の適用は、いままで一件もなかったということにはむしろあわせてあつたのではなからうかというふうにも解されると思つておるわけでございます。

なって捜査を開始して居る事例はあるのです。い
 いですか。一方重大犯罪というべき公害罪とい
 うものに対する罪の意識がないからこういう状態に
 なるのではないか。日本が世界一の公害国になり
 下がって居ても、企業側やその他の面に罪の意
 識がない。道義的にも申しわけない、こういう気
 持ちがないことが公害天国を招いた原因の一つで
 あるかと私は思うのです。したがって、私は重大
 犯罪という認識のもとに伝家の宝刀などというて
 抜いてみたらさび刀だったというようなことでは
 困るんですよ。一件もない。捜査したこともな
 い。では、警察法第二条、警察の責務は犯罪の予
 防をその責務の一つとして明確に規定してありま
 す。そこで、具体的に公害犯罪予防のためにあな
 た方は活動をしなければならぬ責任があると私は
 思う。が、あなた方自身が公害罪というものに対
 する認識が——さきよりは警察庁長官を呼んでお
 んであります。天皇陛下の随行で新潟においで
 になって居るということでありますので私はやむ
 を得ぬと思っておるんであります。たとえば最
 近海や河川に魚が浮いた、しかも大量に浮いてお
 るという事実が新聞に発表されております。テレ
 ビでもなまなましい現実の姿を見ております。そ
 の原因は、排出された物質が工場等の事業活動に
 伴って排出されたかどうか、これは言うまでもな
 いですね。たとえば先般鹿島灘で魚が大量に浮上
 した、これなどは茨城県知事の岩上君に対して漁
 民が水を一升びんに詰めて、これを飲んでみいと
 突きつけて居る場面も御承知でしょう。したがっ
 て、知事にすらそういうきびしい住民の告発が行
 なわれて居る。いわんやその知事の背後にある加
 害者である企業体は明確であるはずだ。魚が浮上
 するだけではなく、付近の住民が常食として居る
 河川の魚を食べて居るかどうか、こういった問題
 に対して本罪は成立しないから手をあげておられ
 るのですか。あなた方はいわゆるこの法律の適用
 の対象になるものがないかのようなまなめるい態
 度をとっておいでになりますか、そのようなこと
 では、私は、今日の世界に誇る捜査網を持つ日本

の警察が、公害に対する意識がきわめて乏しいと
 私は指摘したい。いかがですか、その点は。

○政府委員(本庄務君) 警察法二条に基づく警察
 の責務につきましては、まことに先生と全く同じ
 考え方でございます。先ほど私が一件もないと申
 しましたのは、実は公害につきましても、最初に
 申しましたようにいろいろな法規を活用いたしまし
 て事案の処理をしていくという考え方でございま
 す。たまたま昭和四十五年十二月二十五日の法律
 第四十二号、人の健康に係る公害犯罪の処罰に
 関する法律については一件も適用いたしておりま
 せんが、いま御設例の、たとえば魚の問題につ
 しましては、すでに六十七件検挙をいたしてござい
 ます。ただ、この場合の適用法令はそのときそのと
 きに事案によりまして、毒物及び劇物取締法を適
 用したり、あるいは水産資源保護法を適用したり
 して、この法令の適用はそのときの事案の態様に
 よって変わってくるわけでございますが、かよう
 にまあいろいろな法令を活用いたしまして、先生は
 御指摘になりましたような事案につきましては、
 警察といたしましてできる限りの努力をして対処
 をしておるつもりでございますが、なおいろいろ
 とまだ不十分な点もあるかと思っております。と申し
 ますのは、こういった特殊の技術的な要素を持
 た犯罪捜査と申しますのは、一般の刑事犯罪と
 違いましたいへん捜査自体が困難である、ある
 いは専門的な技術を要する。したがって、ま
 あ捜査技術の練磨あるいは体制の整備というふう
 な問題もございまして、それらにつきましては目
 下一生懸命に体制の整備、技能の練磨をやってお
 りますので、さらに十分な成果をあげて国民の期
 待にこたえるようにやってみようかと、かよう
 に考えておりますので、よろしく御指導をお願い
 いたします。

○足鹿覚君 ただいまの——何局長ですか、あな
 ○政府委員(本庄務君) 保安部長でございます。
 ○足鹿覚君 保安部長か。政府委員じゃなかった
 のか。

○政府委員(本庄務君) 政府委員でございます。
 ○足鹿覚君 政府委員、そんならいい。それで
 すね、山中長官からは別にこの問題については御
 答弁承らなくてけっこうですが、いまのやりとり
 をお聞きになって、私は他の犯罪捜査に比べてき
 わめて公害というものの態様が複雑であり、原因
 捕捉が困難であるということも理由にして、いま
 だこの公害罪という法律の適用、捜査も行なわれ
 ておらない、ほとんど。こういう事情はよくおわ
 かりであると思っております。これは所管大臣として警
 察庁等ともよく連絡をとられ、かつ法務省等とも
 連絡をとられて、いわゆるここへ持ち込んできた
 ときにはこれはもう結末でありますから、いわゆ
 るこの法律の完全適用、総合効果の上で、いま本
 件を審議して居るこの法律を必要としないような
 事態を、いかにしてそういう環境をつくり出すか
 ということが最終目的にあるわけでありまして、
 から、そういう面からも少し新しい公害に対する
 きびしい姿勢を政府全体としてとっていただきたい
 いし、警察庁長官にしかとその旨をお伝え願いた
 い、よろしいですね。

○岩間正男君 議事進行。
 ○委員長(柳田桃太郎君) 関連ですか。一つだけ
 です。

○岩間正男君 一言。いまの伝家の宝刀というこ
 とはよく公害に対する警察の態度を言い得て妙
 だと、ここに非常に大きな問題があるわけだ。
 むしろ積極的にこの法律を実施して人権を守ると
 いう立場で、一昨年の暮れにあなたのようなわざ
 公害国会まで開いたのじゃないですか。これは国
 民の意思じゃなかったですか。ところが、あなた
 の答弁を聞いてみると全部弁解に終始しているの
 だな。そうしてしかも、これは適用しない、で
 きるだけ使わない、これが伝家の宝刀ということ
 ばだ。使いたくない。使われない。権力に対する
 あなたたちの姿勢のほうははっきりわかる。し
 たがって、当委員会の権威でこんなものはあな
 た、ことばを、伝家の宝刀などというああいいう言
 い方は、断じてわれわれは許すことはできぬ。こ

こに参加している者の一人としてこれは許すこと
 はできない。当委員会はそんなまなめるい公害に
 対する態度でやったとしたらこれは笑われる。し
 たがって、先のことばの取り消しを命じたいと思
 うのだが、これはぜひ、みなさんの賛同を得た
 ら、委員会の意思として、取り消しを私は要求し
 ます。

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまの御発言に対
 しましては、休憩中に速記録を調べまして、委員
 長において必要に応じて処置いたしたいと思いま
 す。いかがでございますか。——本庄保安部
 長。

○政府委員(本庄務君) 実は私の説明のしかたが
 へたであったか、あるいは不十分であったために
 誤解を招いたのではないかと思っております。私が伝
 家の宝刀ということばを使いましたのは、いわゆ
 る公害に係る幾つかの法律がございまして、
 それらをひっくるめて伝家の宝刀という意味で申
 上げたわけはございませぬ。先ほど申しまし
 ましたように、昭和四十五年にできました法律百
 四十二号につきましては、国会の審議の間におき
 ましても世上伝家の宝刀ということばが使われて
 ございましたので、そのことばをそのまま引用した
 わけでございます。御案内のように、法律の仕
 組みといたしましては、大気汚染防止法、水質汚
 濁防止法、その他いろいろ各論的な法律がござ
 いまして、それらを十分に活用していけば、この
 最後の、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する
 法律というものは適用しないで済むような仕組み
 になっておると、そういう意味におきまして、伝
 家の宝刀ということばが先般の国会審議の間にも
 言われておりますので、それを引用させていただきます
 いたわけでございます。決して公害関係の犯罪
 全部が伝家の宝刀であるという意味ではございま
 せん。積極的に対処するということにつきまして
 は再三申し上げて、ひとつ御理解をお願いいたし
 たいと思っております。

○委員長(柳田桃太郎君) 本案に対する午前中の
 審査はこの程度にいたします。

午後一時三十分まで休憩いたします。
午後一時二分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

公害等調整委員会設置法案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○足鹿寛君 午前中にも触れましたが、事案の迅速な処理、ひいては裁定期間の短縮の問題について伺いますが、これまで公害事件裁判の経過を見ますと、判決で終結した事件は平均三年八カ月、典型的な阿賀野川事件は一番の判決までに実に四年三カ月かかっておられるわけであり、このように裁判に長時間を要する理由として、次の三つが指摘されておるようであり、一つは、裁判官の担当案件が手一ぱいであること、つまり、裁判官が手不足であること、二が、法律の専門家である裁判官に専門外の自然科学の知識が要求されてきたこと、三が、原告の数が多いう上に、公害事件のそれぞれが特異の性格を持っているために類型的な処理ができない、そのために膨大な証拠調べが要求されることなどがおもな理由としてあげられておるわけであり、

これらの実情にかんがみまして、今度の裁定制度では、公害専門の独立機関で公害の専門家が当たられることになり、一と二の問題はある程度解決されると思っております。問題は長官、あるいは中央公害審査委員会の委員長両方に伺いますが、三の問題ですね、原告の数が多いう場合、三の事由の解決に必要とされる訴訟手続の改正問題、従来の個人を中心として定められた手続の改善については手がつけられておらぬようであり、この点に対する具体的な措置はどのように御配慮になっておりますか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(小澤文雄君) たとえば当事者の非常

に多数な場合に、代表当事者の制度などを新たに創設しております。代表当事者の制度、当事者が非常に多数ある場合に、その中から、その事件について手続を担当するための代表当事者というものが、第四十二条の七以降に規定してございます。四十二条の七では、多数当事者がある場合に、「全員のために裁定手続における当事者となる一人又は数人を選定する」と、そういう人によってやると、それからまたその次の条文に、代表当事者の選定命令とか——もし当事者が自発的に選定しなかった場合に、委員会によって選定するか、そういうようなのが一つの方法でございます。

○足鹿寛君 現在の中央公害審査委員会は四十五年に発足をしましたね。現在の中央公害審査委員会はまだ日が浅いわけですが、四件の調停案件が申請されただけだと聞いておりますが、いずれもまだ未解決のようですね。これはどういう、現時点でどれぐらいの期間を要しておるのでありますか。今後どれぐらいの日数を要すれば実績が出るのであります。問題は、迅速な処理ということ、裁定制度を設けたメリットの一つであると考えますので、現在の受理調停中の四件のおもな案件名、中身、今後の、裁定を受理してからのどれぐらい短縮できるか、そういう見込みについて。

○政府委員(小澤文雄君) 現在中央公害審査委員会が受理した事件は九件ございます。ただ、そのうち最初の一件は、本来中央公害審査委員会の管轄事件でなかったために、地方に移送いたしました。これは受理してからすぐに移送ですから、その直後に移送して済ましております。それから第二の事件は、これは現行法の規定に基づいて地方の審査会から中央に移送を受けた事件でございます。これは昨年の三月、四月のちょうど境ころ、三月の末でしたか四月の初めでしたかに移送を受けまして、そしてこれは実質的な審査に入っておりますが、一応双方の主張を聞きまして、そして争点整理をいたしました結果、最終的には、やはり水質汚濁の問題でございますけれども、水質汚

濁の程度が漁業に影響を与える程度であったかどうかということ、すれすれの非常に微妙な問題がありまして、これは専門調査員をお願いして、その点についての専門的な調査と意見を求めております。これはたぶん今月中か、あるいは来月に入るかもしれませんが、最終的な意見が出るはずでございます。そうすれば、それに基づいて実質的な処理が終ることになろうと思っております。それからその次の事件は、これは瀬戸内海の工場排水による漁業被害の問題でございますが、これは昨年の十月に申請が出ました。申請者は一千何百人、それから相手方は七十何社という工場群でございます。これにつきましては、すぐに現地に

行って視察をいたしまして、その上で何回か調停期日を開きまして、お互いにそのつど主張の不足している部分などについて補充がありました。最終的にはもう主張はこの程度で出尽くしているということになりまして、来月に双方から最終的な意見が出るようになっております。その意見を聞きまして上で、その開きを見て、次に委員会としてさらにあつせんを進めるか、あるいは委員会自身の判断で調停案を作成して受諾を求めるか、まあそういったような段階になっております。それから第四号ないし第七号事件というのが、これが水俣の事件でございます。これは昨年の十一月、十二月、それから本年に入ってから出たのもございまして、これは同じような種類の案件でございます。これは現地調査、それから何回かの調停委員会を開きまして、そして現在ではさらにこちらのほうの案をもっと具体化するために、必要な専門家の御意見を伺うためにその手続を進めております。これも間もなくその御意見を伺えることができるようになるかと思っておりますが、いまその手続を進めております。それから第八号事件、第九号事件、これは足尾の鉍毒事件でございますが、八号のほうはことしの三月三十一日に出まして、九号は今月の十九日に出ました。これはあわせて千人近くの当事者でございますが、相手方は会社一社でございます。これはさらに引き続き

いて追加が出るということをご予想しておりますが、これは出たばかりでございますから、この八号事件については、先日第一回調停期日を閉じました。それから引き続き、近いうちに現地を視察して実情を把握した上で、さらに自主的な調停を進めていく、そういう段階になっております。

○足鹿寛君 簡単にいいですが、いまお取り扱ひ中のものは、本法がかりに施行した場合には、そのまま調停でまいりませんか。あるいはそのものを取り下げて一たん裁定に持ち込む、こういう場合には、いままでの審査事項は続行をした上で裁定が下されると、こういう取り扱ひになりますか。

○政府委員(小澤文雄君) 経過的には、いままでの調停は新しい委員会ができましたら新しい委員会の調停としてそのまま続行していきます。しかし、新法が施行されてから後に、たとえ調停継続中であっても、裁定の申請があればそれは裁定に入ります。そのときに、いままでの調停手続で調査したいろいろな資料はそのままそっくり裁定の資料として使えます。そういうことになります。

○足鹿寛君 この地方委員会の問題が、やはり声があるようです。と申しますのは、この委員会には法的な拘束力がありませんから、公害被害者から期待が寄せられるかどうか、まあやってみないとわかりませんが、先ほども申しましたように、当事者が気に入らなければ裁判に持ち込む。結局四審制というような形に実際はなるといって危険性もあります。また災害が全国にまたがって多発し、地域的に特殊性を持っておられますので、現在の都道府県の公害審査委員会に対して——当面公害紛争処理法所定の都道府県公害審査委員会も任意にこれを、裁定制度を持ち得ることにすべきではないか。そのことに基づいて裁定のスピード化をやるべきではないか。ただ、能力のある地域とそうでないところがありますが、そういう道を開くべきではないかと考えますが、長官いかがですか。

ます。しかしさしあたりは、地方の公害審査会と中央の公害審査委員会とは上下の機構関係はございませんし、またおっしゃる通りに、都道府県によつて審査会の設置のしかたにも異なるものがあります。能力等もおのずから違うわけでありまして、問題は、裁定をいたします際には、これはやはり同じ物質、同じ症状というものに對しては同じような斉一性のある裁定が下されなければならぬと考えます。これが一般の訴訟事犯でありますれば、それぞれの地方の裁判所において一審がありましても、それが最高裁まで、三審制と申しますか、そういう立場がとられておりますために、そういう斉一性というものは補てんされておられますけれども、この場合において出発当初から地方の都道府県公害審査会に裁定権を持たせますと、その能力の問題もさりながら、そのような初めての事柄でありますし、先例等もございませんから、裁定そのもののケースが一審、二審の形もとられませんし、したがつて斉一性を欠いた形になるのは好ましくない。したがつて将来、中央公害審査委員会に裁定が、どんどん事犯が発生して、それが処理をされていくことに従つて、それらの判例とは申しませんが、処理例、先例というものが積み重なつていくことだと思います。そして将来においてそれが一審、二審の形の機構上の問題と相まって、地方において、ローカルにおいてそのような裁定まで行なつても差しつかえのない環境というようものが醸成されれば、十分に検討に値する御意見だと考えますので、そういうことは、とりあえずこのような形で出発いたしますが、将来の問題として検討は続けてまいります。

○足鹿覺君 十分御検討になりました、もしこれに寄せられる被害者の期待がかなえられた場合には、相当この委員会は権威ある成果をあげるかもしれないと申しませんが、なるべく原則的に、公害そのものがある以上は、私はある程度裁定は、申請があれば実情に即して対処されることを強く要望いたします。

次には操業停止裁定等の問題についてのお考えをただしておきたいと思ひますが、公害等調整委員会をつくつて新たに裁定制度を取り入れても、新潟の水俣病、富山のイタイイタイ病を見ましても、地方組織の中には裁定制度がありません。したがつて裁判になつておるわけでありまして、かたが被害者救済制度の見地から見ましても問題があると思ひます。公害等調整委員会に裁定を申請しても、同委員会には公害の原因となつている企業活動に對して停止命令を出す権限も政府提案のものにはない。しかも加害者企業が裁定を不服として訴訟に持ち込めば、被害者の苦しむ期間はいよいよ長くなる心配がある。この点は十二分に配慮すべきではないかと思ひますが。

もう一点、最近の公害判決は被害者に有利な判決が出される傾向にあると私は見ております。そのため委員会の委員の人員が片寄つたり、専門委員の人員が片寄つたりいたし、また審理に時間がかかるようだと、被害者にとつて裁判に直接訴えるより不利となるおそれがあると思われまします。こういうことがあつてはならぬと思ひますが、こういう見地から、先ほども述べましたように、責任裁定のほか、操業一時停止の裁定、あるいは差しとめの裁定のかりの措置をとるべきではないか、かように思ひますが、御見解いかがでありますか。

○国務大臣(山中貞則君) まず初めに人選の問題ですが、これは申されるまでもなく、まず委員の人選というものは、両院の承認を得るために、国民に對して恥ぢないりつぱな人選をしなければならぬ、これは当然のことです。専門委員の問題は先刻申し落としておりますが、これは法案に示すとおり、その最も厳選された委員の人たちが委員会として専門委員を選任をされて、それらに對して総理大臣が任命するといふ形をとつております。したがつて、一方的に片寄つた人たちを委員の方々が選任をされるようなことはあり得ないことであると考へますが、そのようなことがあつてはなりませんので、ただいまの御忠告は十分体して出發をしなければならぬと考へます。

なほ差しとめ命令その他の法的な行為については、これはやはり私どものほうは事件の受理をして処理を進めていくわけでありまして、それらの事柄については、やはり環境庁あるいは都道府県、そういうようなところの一般行政法規、公害法規等に照らした権限の中で行なわれていくべきものであらうと、そういうふうな考へておられますが、なお専門的な御質問でありますれば、小澤委員長の方にお願ひをしたいと思います。

○政府委員(小澤文雄君) ただいまの大臣からのお答えで尽きておると思ひますが、私から申し上げるのもどうかと思ひますが、この差しとめないし操業停止をなぜ認めないかという点について少しこまかく申し上げますと、問題点は四つばかり分けて申し上げたほうがいいかと思ひませんが、まず第一点は、公害といふのは広く紛争当事者、多数当事者を含めた地域住民全部の問題である。必ずしも裁定申請人だけの問題じゃなくて、広く地域住民全般の問題でありますから、ただいま大臣の申されましたように、これは公法上の一般規制の方法によるのが本来的であるといふこと、これが第一点でございます。

それから第二の問題点は、これは実際の機能の面から申し上げることになります。裁定当事者間の権利義務の関係で申しますと、それだけが裁定の問題になるわけでございますが、大体差しとめ請求ができるかどうかといふことは、それぞれ申請人各自のその場所、つまり公害の到達場所について判断することになりますので、かりによそのほうまでは、公害を出していても自分のほうまでは公害が届いていないといふことになりまして、いふと、その届いていない申請人からの差しとめ請求といふのは認めることができないといふことになりまして、これは本来の解決方法としては公法上の一般規制に及ばないといふ点でございます。

それから第三の問題点は、かりに差しとめを認めた場合の効力の問題でございますけれども、かりに責任裁定について差しとめるといふ合意があつたといふことを前提にしまして、これはすぐそのまま執行することができるわけではございませんし、強制力という点から考へるといふと、やはり行政的な一般規制のほうがより実効的であるといふふうな考へられます。

それから最後に四番目の点でございますが、実はこの差しとめ請求といふ問題は裁判所でもありませんし、例はございませぬけれども、実は非常にむずかしい法律上の問題がございまして、たとえば物権説とかあるいは人格権説とかそのほかいろんな根拠についての学説上の争ひがありまして、それで裁判所でも必ずしもそういふんばんにやつておるわけではございませぬし、そういう問題はむしろ司法権の範囲でそういう権利関係については考へ方の熟するのを待つのがむしろ適当ではないか、未熟のまま行政機関がそれらにどんどん入つていくのはいかがかといふような点が考へられるわけでございます。そういうふうな関係で、ずいぶん立案の途中では慎重に検討したのでございませぬけれども、最終的にはこれは認めないといふことになつたわけでございます。

○足鹿覺君 これは山中長官と委員長にお尋ねをいたしますが、この訟訴利用の問題等からみまして、被害者のこの弱い立場を助けるといふ意味で、そういう立場に立つといふ意味で、か、そういう立場になるといふ意味で、そういう運用の基本姿勢を踏まえなければならぬと私は思ふ。別にそれが片寄るといふ意味ではありませぬが、そういう立場に立たないといふ運用は全きを期することができないと思ふ。そこで、もし裁定が下つたときには、加害者側は、つまり企業者側はできるだけ裁判へもつていくこととするだらうと思ふんですね。そのために、先刻、午前中も述べましたように、裁定が裁判の前審のようなことになつてしまふ。迅速な解決を目ざして発足したこの制度が逆に解決を遅延させる手段になつて裁判の四審というよ

うな実質的方向に行かないとも限らないわけですが。そのような方向にいかないために何らかの私的歯どめの措置がほしかったと思うのですが、たとえて申しますと、裁定に従わないものに対し罰則を科することにより、その実効を確保すべきではないか。調停、仲裁が成立したときも同様とすべきではないかという意見もあるものであります。この点はいかがですか。いま問題にならないけれど直ちにやるべきでなければ、次の課題として考えてほしい。

○政府委員(小澤文雄君) 裁定に従わないときに罰則ということはおそらく一つの御意見と思えますけれども、現状では、たとえば判決の場合でも、判決に従わないときに罰則が設けられているわけではございませんので、非常にむずかしい問題で、いますぐきめるわけにはいかないかと思えます。

それから、一般的に裁定をすることによって訴訟上の救済の上にもう一つ四審的な複雑な関係を生じないかというお尋ねでございましたが、これは裁定そのものが本来の性格からいって被害者に対する簡易迅速な救済を与えるということでございますので、これでやればこの内容が正しい限りは当事者は納得するものと思えますし、ことさらにそれに初めから従わないというものが出来ればこれはいたしかたないことではございませぬけれども、そういう被害者に不利益な、不当な負担をかけることのないように運用の点についても十分考慮されるべきものだ、そういうふうにかえま。

○足鹿巖君 長官どうですか、これは政治家として、いまは行政官の立場ですが、政治家としての見解を承りたい。

○国務大臣(山中貞則君) これは行政が司法権の前提として最終審を行なうことはできない。でありますから逆に言うと、いかなる場合でも裁判を受ける権利をこれは閉じる道は立法上は行政としてはできないわけでありませぬから、いま足鹿委員のおっしゃるように、そのためにこれは四審的な

ものになりはしないかといういわゆる裏からの御懸念というものは、私はやはり現実にはあるかもしれな思っています。しかし裁判の一番、二番、三番という形は、現在当然権利として国民が許されて持つておるわけでありませぬが、その前に行政がこれに拱手傍観、なすところなし、いわゆる行政上のやはり問題も、今日までの政策上の問題あるいはまたそれに対処する技術面、法律上、規制上の問題その他のものが積み重なって、やはり公害という日本において見られるような人身に対する影響まで起こるようになったことに一半の政治的責任があると思っております。したがって、やはり政治すなわち実際の責任を持つ分野としての行政、その中において被害者に対する最大限の救済の迅速な措置を行なうべき、その努力が私はこの法律だと思っております。しかし、世の中には法律を裏から読んでみる連中もいないとは限りませぬから、したがってこの法律のために悪用されるというようなことは万に一つ、行政の分野でありますけれども、その範囲内における最大限の努力を委員長以下運用の面においてはかかっていただきたい、私もそう思います。

○足鹿巖君 次に、この費用の分担であります。仲裁の例を見ますと、一千万円まで一千万円、五百円まで五千万円まで七千万円まで一千万円、一億円まで十二万七千五百円、五億円まで五十二万七千五百円、十億円まで百二十万七千五百円と、こういうことになっておるわけですが、確かに一応は低く押えてあるようでありませぬけれども、この費用問題にはいろいろ問題をはらんでおると思っております。民事訴訟法八十九条によりまして、民事における訴訟費用は敗訴した当事者が負担することになっており、今度の裁定手続は民事訴訟に近い性格のもののように解釈できるんで、紛争処理法四十四条によれば、改正によって、裁定の手続に要する費用は敗訴者でなく各当事者が負担すると、こういうことになっておるんで、それはおかしいんじゃないかと思っておりますが、私は、なぜならば、常識的には公害によつ

て被害を与える者があつたからこそこのような手続が必要になつたのでありますから、その手続に要する費用は当然原因をつくつた者、すなわち加害者が負担すべきものと考えられます。それなのにどうして各当事者が負担することになるのか。おかしいじゃないやありませんか。この点はいかがですか。

政府委員(川村皓章君) それではお答え申し上げます。

一応、現行法における調停または仲裁でございますけれども、これは行政上の制度としてこれが設けられた以上、できるだけこれにかかると費用は、いわば職権で調べるとか、そういう各種の処置がございまして、いわば裁判に比べますとでは国が持つほうの費用を大きくしてございまして、したがって四十四条にいうように、当事者負担という形が出てきてまいっております。具体的に申し上げますと、調停、仲裁に要する費用についてはいへば、現行法で参考人または鑑定人に支給する運賃、日当、宿泊料または鑑定料、もう一つは委員会に対して提出を命じられた文書、物件の提出費用、もう一つは事件担当委員または職員の出張に要する費用、事件処理のための通信料、送達料等がいわば当事者負担から除かれております。したがってこの部分が非常に大きくなっておりますので、その意味では四十四条のようなきめ方になっております。そこで四十四条の問題として、本来、敗者負担にすべきじゃないかという本質的な議論はあると思ひます。しかしながら、このような考え方で行政上の制度としてやる限りにおきまして、このような方針をとつておるわけでございます。

○足鹿巖君 いや、私はそういうあまり詳しい中身をここで深く論議しようとは思ひませんが、公害そのものが、加害者があつて被害者が出てくるんで、そこで、今度裁定という簡易な制度を活用しようというときに、この裁定の手続に要する費用は、敗訴者でなく各当事者が負担するといふのは、これは私はどうも納得がいかない。つ

まり理論的な解決のために被害者に負担をかけるというものは、これは私は常識的な感覚からいっても、何としても納得ができません。この点は十分配慮してもらいたいと思ひますし、問題は次の機会に、やはり運用されてみて、これは問題点としてきょうは指摘しておきたいと思ひます。十分御検討願ひたいと思ひます。

それから、先ほど述べましたように、費用は個人で見ますと低く押えてあるかと思ひます。しかし、裁定の申請手数料を仲裁の例に準じて計算をしてみますと、賠償請求額が一億円になりまして、先ほど述べましたように、十二万七千五百円、十億円だと百二十万七千五百円ということになりまして、財産的な損害は、あるいは農業被害や漁業被害では、十億ぐらいの金額になることは私は珍しくないと思ひます。そうしますと、百二十万七千五百円というものは、か弱い漁民や農民にとつて、私はこれは相当負担が重く思ひます。やりたいけれども費用がない。そこで減免に関する定めを施行令の十九条について見ますと、減免の対象になるのは、貧困により手数料を納付することができない者となっておりますが、「貧困により」とはどの程度の人々であることをさしますか、明らかにしていただきたい。

○政府委員(川村皓章君) 具体的に申し上げますと、その貧困の具体的な例は、かりに生活保護を受けている場合には全額免除でございます。それから所得税を納めていない場合には半額ということにかつこうになっております。

○足鹿巖君 あなた、そんな事務的な答弁でいいでしょうか。それはまああなたは事務屋だからいけれども、生活扶助を受けておる者、所得税を納めぬ者が今日あります。五体まめ息災な者は生活扶助なんかを受けたくない。これはもうやむにやまれずしてそういうお気の毒な立場に立つた者は、これは当然減免の対象になる。所得税を免除されておる者というものが、あなた、あります。

○政府委員(川村皓章君) 紋切り型にお答えをい

たしまして失礼を申し上げましたが、具体例で申し上げまして、つい先週に、足尾銅毒の問題で渡良瀬川の水質汚濁によりまして、結果的に農作物の被害を受けました農民の方々が具体的に申請にまいりました。その具体例で申し上げますと、八百四十二名が申請に及びましたが、そのうち、六百七十二名が所得税を納めていないということ、その半額の対象に具体的になっております。

○足鹿野君 半額にしてやうな……。そうすると、今度の場合もそういう行政措置によってしんしゃくをし、減免はいま言われた生活扶助、生活困窮者と所得税免除された者以外に、そのケースによってしんしゃくをすれば、こう解してよろしいですね。

○政府委員(川村皓章君) 具体的にケースによりましてしんしゃくするというよりも、これは一応法の規定に基づきまして、具体的には政令なり、あるいは私どもの規則によりまして、それは明らかにケースをきめて、それに従ってこの減免の措置をとっております。実はその場合の状況を見てかかってというふうなことではございません。

○足鹿野君 だって、この施行令十九条について見ると、貧困により手数料を納付することができない者となつておるから、その貧困の範囲内を政令、省令等で定めるということ——じゃあどういふ基準がありますか。それを見せてください。そうしなきゃわかりませんよ。だからしんしゃくの余地を残すと、あなたは事務屋だからよろしいが、これは長官なり委員長から、運用上の一歩微妙な点ですから、十分被害者の立場に立って、しかも何ら自分には過失がないのかたわになるような病気になる、あるいはその子供まで胎内で害を受けたり、ありとあらゆる悲劇を負わされるような立場の者が多いんですよ。そういう人たちに對して特別な減免規定を持つてくれないことがなくして、何がほんとうの被害者救済といえますか。この点はせつかくあなたの事務答弁で受けけれども、私は納得いきません。長官または委員長

から具体的に御親切な前向きな御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(山中貞則君) これはまあ所得税を免除されている者ではなくて、所得税の課税に達しない所得の人たちということだと思ふんです。結果的には所得税がかかるに至っていない人たちに對して配慮を要するということでありまして、しかしながら今度は最終的に裁定——今回は裁定あるいはまた調停等いたしまする金額の中に、訴訟に要した弁護士費用、先ほど質問のありましたそういうもの等については、当然これは委員会の金額算定の場合に結果的にそれが含まれるような裁量をしてもらうということ、いま進んでいるわけでありまして。

○足鹿野君 何かはつきりしたようなしんしゃくはないようだな。まあ、とにかく前向きでこの問題については被害者の立場に立つてなるべく範囲を広く弾力的な運用をすれば、こういう方向であるというふうな理解してよろしゅうございませぬか。

○国務大臣(山中貞則君) この法律がもし通りましたらできる公害等調整委員会も、国民が、いまおっしゃったような実態に苦しんでおる人たちのためにつくるわけでありまして、その運用についてただいまの御意見でありますので、今後ともさらに検討をいたします。

○足鹿野君 紛争処理の限界の問題につきまして、科学技術庁、通産省、環境庁、農林省と、一括して伺いますが、相手方が特定できない段階でも原因裁定なら申請ができるとされておりますね。法四十二条の二十八は被害者のためにきわめて有利な私は規定であろうと思ふ。しかし、その第三項を見ますと、相当の期間内に相手方の特定ができない場合には申請は取り下げられたものとみなされる、このようになっておるのであります。もしこれが、たとえば最近やかましいPCBの問題、光化学スモッグの問題、あるいは科学技術庁は解明書を、研究書を出しておりますが、魚類に大きな致命的な被害を与えます赤潮の問題、こう

いった問題、また柳町の騒音と鉛の被害の問題ですか。これは通産省にも特に申し上げたい。いずれも特定できない問題のように伺います。

しかし、よく自動車の問題を考へてみれば、自動車メーカーはハイオクタンガソリンを使わなければならぬような構造の自動車をつくらなければならない。通産省はそういう指導をしておるんだ。そしてハイオクタンで鉛をまぜて、そして走る自動車を頭でつくらしておるんだ。通産省来ていますか。あなた方はそういう、根本において全く企業の立場に立つて、鉛公害をまき散らすようなハイオクタンガソリンを使用するような構造の自動車をつくらしておるといふならば、私はこれは明らかにそのような自動車をつくつておる企業者が特定した相手方だと、こういう論理も成り立たないことではないかと思う。また赤潮にしても、これも駿河湾のヘドロを私も何度も何回も見ておりますが、これはもう明らかにパルプ工場との関係から起きておる。あるいは光化学スモッグの問題にしても、十分わかっておりますが、これはやはり自動車の排出ガスが特定な作用によって人体に被害を及ぼすような状態をたもし出す、こういうことになっておる。

(委員長退席、理事町村金五君着席)
またこの土壌汚染の問題にしても、昭和四十五年の十二月に、農用地の土壌汚染防止法が成立いたしました。有害物質はカドミウム以外に指定されておりますか。その指定について作業の進行状況は一体どうか、汚染地域についての事業費予算はどうか、事業費負担法による加害者の負担金は順調に徴収されておるか等の問題を見ますと、とにかく相手方が特定できないというところはあり得ない。たとえば土壌汚染の場合は、そのメーカーにあることは間違いない。そうすね。そうしますとね、この四十二条の二十八第三項は、相当の期間内に相手方の特定ができない場合には申請は取り下げられたものとみなされることになっておりますが、この原因が解明され、事前防止が現在の科学では不可能な場合

は、つまり科学的な解明が不十分で公害現象が起る。相手方の特定は不可能だという解釈に立つておる。この点はまあ非常に私どもはまあだ勉強が足りませんので、どういふふうにお取り扱ひになるものか、そういう人たちから裁定の申し入れがあった場合、自然災害については、それが激甚被害の場合にはこれは国の救済措置がすでに講じられておるが、いま私が指摘したようなもので泣いておる者については全く救済の措置がない。したがって裁定に持ち込むと、特定の相手方があるかないかさだかでない、こういうきわめてむづかしい問題にぶつかつておると思ふ。この点についての御見解なり、今後の運営上の取り扱ひはどうなされますか。

○政府委員(小澤文雄君) 御指摘の問題、非常にむづかしい問題でございますが、しかも各いろいろな方面にわたるかと思ひますが、いま御指摘になりました四十二条の二十八、相手方特定留保の問題につきまして、この規定の運用がどうなるかというところを三項までの全部について簡単に申し上げたいと思ひます。

相手方を特定しなければ裁定の申請ができないということになります。これは被害者にとつて非常に酷でございます。これは本来ならこういう不特定のままの申請ということは、一般には司法の世界でも行政の世界でもないと思ひます。特にこの条文で、相手方を特定しないでも、その特定を留保して裁定の申請をすることができるということに第一項で定めたわけでございます。それで、ただ裁定は、やはり本来的に、加害者と被害者との間に損害賠償請求権を認めるというのが内容でございます。最終的にこれは特定しないというところ——不特定の者との間の裁定というものはないわけでございます。だから、スタートは特定を留保して、留保したままで申請をさせるということになりまして、そこでそういう申請がありまして、委員会としては、まずその申請人がはたして自分の力でいつまでに特定してくるというところが予定があるかどうか、それを聞きまして、そ

してその予定がありますればもちろんそれを待ちますし、それから申請人にそれだけの力が十分ないときには、これは委員会自身が独自の調査でもってその相手方をさがします。そして、その調査した結果、これは相手方として何の何がし、どの工場ということが一応認められる、そこを相手方として手続を進めてよろしいという大体的見当がつかましたら、その場合には委員会から、第二項で相手方を特定するように命ずることになります。

そして、そういう具体的にもうわかってきてから、その相手方を特定するようにと命じたのかかわらず、申請人のほうが何かの都合でその人間を、その工場を相手にするんだっつらいやだということでもなかなか特定してこない、それで、委員会として期間を定めて命じてもそれでもその工場を相手方とすることにについてはどうしても承知しないで特定してこないということになります。これはその相手方に対する裁定申請の意思がないことになり、その期間内に特定しないときは取り下げられたものとみなす、こうならざるを得ないので、第三項ができていくわけになります。

(理事町村金五君退席、委員長着席)

そこで、さいせん御指摘になりました現在の科学技術をもってしても原因者を定めることができない場合はどうかという問題でございますが、これはそういう場合が相当あると思いますが、これはどうも相手方そのものがきめられないわけでございますから裁定制度にはならない、何の何がしから被害者に対して幾らの金を払えというそういう裁定はできないわけでございます。これは別の方法で考慮していただかなければならない。そういうふうにご考慮願います。

○足鹿寛君 通産省に、先刻の質問とあわせて具体的問題に伺いますが、企業の排出基準の順守とその責任の問題であります。企業が排出基準を守り、かつ環境基準も守られておるといふ場合に被害が生じたときは、一体それはだれの責任になるか、

これは企業体の責任ではないと言おうでしょう。ところが、現在の排出基準というものは実情より緩和した線で基準が定められておるといふことはこれは御案内のとおりです。したがって、これは民間企業の責任か国の責任か、環境庁にも聞きたいが、特に通産省の場合、先ほどの鉛公害の場合、自動車の排気ガスが主たる原因といわれる光化学スモッグの場合、これらの点について、科学技術庁もあわせて、どのようにこの法実施の暁における事態を想定して今後対処されようとするか、また原因解明に努力されようとするか。農林省は先ほど申し上げたとおりの問題に対しての御答弁を願いたいし、環境庁はいま述べたような点について、裁定あるいは調停、仲介の申請が、でき得る限りないことを、裁判その他がないことを、いわゆる公害の絶無の社会をわれわれは期待をしておるわけであり、そういう立場からこの種のものがあまり繁盛しないことは言うまでもありません。そういう点で、まず通産省、環境庁、科学技術庁、農林省、以上関係省からそれぞれ御答弁願います。

○政府委員(久良知重君) 先生のお尋ね、主要な点が二つございます。最初に、この排出基準を守っておいても被害が出た場合に賠償の責任があるかどうかというお尋ねから申し上げたいと思っております。

排出基準はかなりきびしい線できめられておりますので、これを守り、かつ環境基準が維持されておるといふ場合に、そういう排出で今後大きな被害が出るということはありません。理論的にはやはり御指摘のようにあり得るわけでございますが、この場合には、私も排出基準を守っておるといふことと、それから被害が生じ、それに対して賠償しなければいけないということは全然別個のことである。こういうふうにご考慮願います。排出基準を守っておられても、やはり被害が出た場合には、その被害に対して賠償する責任は企業の側にあるのだというように理解をい

たしております。

それからその次に、自動車の鉛等の問題でございますが、確かに過去におきましていろいろな問題が起ったわけでございます。技術上のひとつの進歩がありまして、それが広く行なわれましたときに、予測しがたい公害というものが起ってくるといふことにつきまして、非常に私どももいたしまして今後真剣に取り組んでいかなければならない問題でございますが、やはり事実としてあるわけでございます。こういう問題については、やはり根源を断つということが基本的な問題であろうかと考えておるわけでございます。したがって、これは問題が明らかになりまして、最近この製造及び使用というものを一切禁止をいたすことにいたしました。ただその処理について最終的にまで責任を持てる場合であつてやむを得ない場合に、ごく範囲を限って使用を認めるということにいたしましたわけでございます。

それから鉛の問題につきましても、これはやはり即刻使用を中止したいわけでございますが、自動車の運行そのものに非常な障害を生ずることがやはり社会的に大きな問題になるわけでございます。四十九年の三月を期しまして鉛の使用は一切やめる。で、それに備えまして、自動車の構造そのものも、ことしの型として出ているものには鉛の全然入っていないガソリンを使えるようなものにかえるというふうなことで現在進めておるわけでございます。

○政府委員(岡安誠君) 環境庁といたしまして、公害一般につきましては、一昨年の公害国会で各種の公害立法がなされました。あれはすべて未然防止ということを原則にいたしましてすべての法制ができておるのでございます。

そこで、具体的な手段といたしましては、環境基準を設けまして、その環境基準を維持達成するためにきびしい排出規制を行なうというふうな手段で環境保全につとめておるわけでございます。現在でも環境基準もまた排出基準も必ずしも十分

なものとは考えておりません。今後いろいろ防止技術その他の発達によりまして、さらにきびしい基準に改善をしていくことを考えておるわけでございます。水準のみならず物質等につきましても、性質その他が解明され次第、環境基準、排出基準の対象に加えてこれをきびしく規制する態度で現在研究調査を進めておるわけでございまして、十分に、たとえば土壌の環境基準とか大気につきましても、それぞれの物質について未設定の環境基準につきましては今後至急設定をいたしてまいりたい、かように考えております。

それから、一般的にやはり環境を汚染する物質につきましては、それを製造する事前の段階でこれを規制するということが望ましいわけでございます。たとえば製造された物質が廃棄物になりまして、それが環境を汚染するということがないよう、でき得るならば製造を開始する前に事前にチェックをいたしまして、環境汚染がないようなことが確認されてから製造に着手するということが望ましいわけでございまして、そういうような方向で今後私どもは関係省庁と協力してまいりたいというふうに考えております。

それから被害に対します負担等につきましては、現在PPPというものがいわれておられて、加害者である企業が原則としてこれを全部負担するというのが私どもの考え方でございます。もちろん現状によりましては、加害企業だけにその責任をしようとするということも不可能な面もございまして、また社会的な施設を整備するという必要もございまして、国といたしましてはやはり公害の防止、またその被害の補てんのためには今後十分力を尽くしてまいりたい、かように考えております。

○政府委員(千葉博君) 御案内のとおり、この科学技術庁は科学技術一般の総合調整を行なっております。そういつたような観点から、実は環境庁をバックアップいたしまして、それで私のほうの特にこの予算の面では特別研究促進調整費なるものを持っておりまして、それで緊急にこういっ

ればいけないのか、いかがでしょう。

○政府委員(小澤文雄君) 合意は当事者間の意思の合致でございますが、ここでいう四十二条の二十の「合意」というのは、ただそういうことを書いただけでございまして、内容は、その裁定に定めた結果が当事者を拘束する、そういう趣旨で「合意が成立したものとみなす」、こういうような表現をしたわけでございまして。

○中村利次君 それでは「合意が成立したものとみなす」という表現と、送達された日から三十日以内に提起されなければならないという表現とはどう違つて、そしてなぜ「内容の合意が成立したものとみなす」という表現にしなければならないのか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(小澤文雄君) 三十日以内に訴えを提起しなければならないというふうに規定いたしました場合には、それはそれでけっこうなんです、それにあわせて裁定の効力を、どういう内容の効力を生ずるかということをやはり規定しなければならぬんでございまして、そしてこの裁定の内容について、それがどういふ権利関係になるかというふうなことは、これはもう裁定の内容が多様でございますから、それを一々個条書きの条文にするわけにもいきません。結局、三十日以内に訴えを提起しなければならぬとし、しかもその裁定の効力についてはどういふふうにきめるか、これはきめなければ裁定の効力をあとで主張できませんから、きめるということになりますと、結局、その裁定に示された内容と同じ合意が当事者間に成立したものとみなすというのが、あらゆる場合を含めて全部に及びますので、一番簡潔な方法じゃないかと、そういうふうにご検討をさせていただきます。

○中村利次君 簡潔な方法とおっしゃいますけれども、私はどうも簡潔な方法でないような気がするので、私には損害賠償に関する訴えが提起されなければならぬということになりますと、これは提起されなければ裁定に服したことになるわけですから、合意もハチの頭もないわけではございませ

してね、ここで合意が成立したものとみなすというところでなくて、とにかく不服があれば三十日以内に提起しなければならぬということになる、提起しなければ当然これは裁定に服したと、こういうことになるんでしよう。やはり私は裁判の控訴に関する法律がびたつとこれは言い得て妙な表現をしていると思うのですよ。これはいかにも当事者の合意にその基礎を置いた解決方法そのものにまだるっこさを感じながら、なおかつこの法律でもそういうものを踏襲しようとしている意図がある、意図といいますが、何かそういう感じが相当に強く出ているような感じがするのですかね、そういうことはありませんか。

○政府委員(小澤文雄君) そういう意図は全くございません。

○中村利次君 しかし、裁定というものに相当な権威を持たせようとしておられるわけです。特に責任裁定の場合には、これは被害者の申請によつて、そしていろいろ手段を講じて責任のあるびたつとした答えを出してこれに服させるといふ、そういうたてまえですよ。そうなりますと、これはやはり「合意が成立したものとみなす」という表現でなければどうも十分でないとする考え方がちよつと理解に苦しむのですけれどもね。

○政府委員(小澤文雄君) このみなされた合意は当事者の意思には全く基礎を置いておりませんので、仰せのとおりにもう判決になると同じ内容、それではつきりきまると、そういうふうにご検討しております。そして合意が成立したものとみなされた結果、その裁定の内容どおりに権利関係が全部きまると、そういうふうにご検討しております。

○中村利次君 そうすると、まあこういう表現をしたけれども、実質的にはこの「訴えが提起されなければ」は提起すべきであるという、それと同じ意味だと、こういうぐあいに解してよろしいですか。

○政府委員(小澤文雄君) 結果としては同じことにならうかと思ひます。

○中村利次君 ああ、そうですか。それではまあ

次に四十二条の二十六、これもやはりどうも設置の趣旨からいって、どうもつきりしないものを感じるのですよ。第一項に責任裁定の申請があつた事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができるとありますね。それから第二項があるわけですよ。むしろ、この四十二条の二十六、一項、二項から受ける感じは、二項のほうが相当重い意味を持っていて、一項で「訴訟手続を中止することができ」といふ、この「できる」ということを受けて、この「訴訟手続が中止されない」ときは、「責任裁定の手続を中止することができ」と、同じ「できる」で「できる」で、二項のほうが非常に印象が強くて、その「訴訟手続が中止されない」ときは、責任裁定の手続は中止するんだという意味に受け取れるんですけれども、そうですか。

○政府委員(小澤文雄君) これはむしろ一項のほうが強いんでございまして、一項のほうで訴訟手続を中止するかどうかを裁判所が裁量で決定いたします。そして、裁判所の裁量の結果、中止しないで訴訟手続を進行するんだというところになったときに、初めて委員会のほうで「責任裁定の手続を中止することができる」、そういうふうにしたわけでございまして。

○中村利次君 いや、そうでありまして、大体私の感じ、受け取り方と同じなんです。私は、それは、ちよつとどうも何か頭をかしげたくなるのですが、むしろ、一項の「責任裁定があるまで訴訟手続を中止」しなければならぬと言つて、この設置の趣旨からいってらびたつとくるんで、どうでしょう。

○政府委員(小澤文雄君) 仰せのとおりの問題がございまして、この規定は立案のときに非常に苦心した規定でございまして、手続の中止についてどちらの手続を優先させるかというのをいろいろ考えまして、そして一方の手続を優先させるときにはほかのほうは中止しなければならぬ。そ

ういふふうにしていろいろの場合を考えたんでございまして、これはどのようによつて考えましても、それぞれ実情に合わない場合が出てまいります。それと、やはり裁判所の手続を裁定申請によつて不当に訴訟引き延ばしの手段として悪用されることといったようなことがあつても困りますので、その辺の手当でもいたさなければなりませんし、この訴訟との関係で、手続の中止に關して、もし深く考えますと、それは、一カ条や二カ条では済まないわけでございまして、いろいろ考えまして、結局は裁判所の裁量と、それから裁判所で中止しないときには委員会のほうで、自分のほうで手続を中止することができるといふことにならうと、で、それによつてこの間の調整が一番実情に合致した結果になるだろう、そういうふうにご検討をさせていただきます。

○中村利次君 これは、どうも行政機関が公害紛争に対して、迅速に、親切に、国民世論を背景として、とにかくこういうものをつくらうというわけでしょう。そうなりますと、その責任裁定がどうも悪用されるなんていうことは、これはとても想像のできないことでもあります。これは、そうしますと、司法権を侵害するおそれがあるからこういうことになつたんですか。そうじゃないですか。

○政府委員(小澤文雄君) これによつて司法権が侵害されるということ、これは考えません。

○中村利次君 それをお考えにならないとすれば、どうも、こういうこと、二項のからみと、これは、私はどこかやはりつきりしないです。とにかく、一項で「中止することができ」とは、これは、中止しなければならぬ、それではなくて、中止しなければならぬ、それ以外ののはつきりしたものが当然あつてしかるべきだと思つて、どうですか。

○政府委員(小澤文雄君) ここでは「中止することができ」としてあるのでございまして、責任裁定の申請があれば裁判手続を中止しなければならぬ、というふうになりますと、これは憲法上の司法権の限界に觸れることにならぬ

で、これは書けないだろうと思います。

○中村利次君 それはおかしいですよ。憲法七十六條には、確かに「終審として裁判を行ふことができない。」ことになっておりますけれども、終審じゃないですから、むしろ三審制、四審制になりはしないかという議論があるようにありますから、これは決して終審じゃなくて、民事訴訟に持ち込めるものは幾らでもある。憲法七十六條に全く合致した、中止しなければならぬという表現にしても、合致した表現になると思いますが、その点違ひますか。

○政府委員(小澤文雄君) 私の申しましたのは、実質的な意味を申しましたので、裁判所に現に訴えを提起して訴訟を進行しているそういうときに、あとから出た責任裁定の申請でもって、それを強制的に訴訟手続を中止させるというのは、実質的にはやはり国民の訴えを、裁判を受ける権利に対する実質的な制約になるのでございまして、これはやはり適当ではない、そういうふうに思うわけでございます。

○中村利次君 ははあ、そうしますと、これはあとと先の問題がからんでいるわけですか。もうちょっとそこを詳しくとつて……

○政府委員(小澤文雄君) これは、第一項にありますが、「責任裁定の申請があった事件について訴訟が」すでに係属しているときには「受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができ、直接的にはそのところを規定しております。」

○中村利次君 「訴訟が係属するときは」というのは、訴訟がすでに係属しているときはというふうには解釈してよろしいということですね、それでは、これは責任裁定の申請をやった、あるいは同時に、あるいはその後訴訟が係属することもあり得るわけでしょうか。ですから、これはそういうことをさすんじゃないかと、先に訴訟を起すというおいは、訴訟がすでに係属しているときは、「というのをしていいということですか。」

○政府委員(小澤文雄君) いや、第一項の一番普通の場合は、訴訟が係属中に責任裁定の申請があった事件について、現にその前に訴訟が係属しているときにはというふうに通通は読めるのでございましてけれども、それはおっしゃいますように、厳格に言いますれば、必ずしもその前後は問わないだろうと思えます。

○中村利次君 困りましたな、これは。やはり前後は問わないでこのあれを生かしたいということですか。それとも、政府の答弁の中で、これはこういうことなんだから、やはり責任裁定についてこれは権威を持たせたいという、そういう解釈の答弁ができるのですか、それともできないのですか。

○政府委員(小澤文雄君) 先ほども申しましたように、私人がこの訴えを提起する権利は持つておられる、裁判を受ける権利は持つておられるわけでございますから、それについて責任裁定の申請によってそれをかれこれすることはなるべく避けたいということの考え方が一つございまして。

それから、この第一項の規定は、もともとどこにありますが、受訴裁判所自身の裁量できめる問題は、これは本来もういたしかたないこと、それを制約するという規定をつくることは非常にむずかしいんじゃないか、そういうふうな思いをします。

○中村利次君 そんなことはないでしょう。行政機関は、終審でない裁判は行なうことができるんですよ。ですから、これは私は一向差しかえなさいと思つて。こういう前進したものの機関をこさえてやういふときには、どうもそういうへつぴり腰の解釈というのは、これはやはりあまり好ましくないと思つて、それから何といひますか、国民の訴訟の権利を侵害するんじゃないか、そんなことはこれは全くどうも私はないんで、少なくとも責任裁定の申告をしようというからには、そこに相当な期待と信頼を求めて訴訟をするわけですから、何かの都合で、それはどうも信

頼感が薄れたとか何とかで、たとえば忌避事項もありませんけれども、調停委員会でありませぬけれども、それが訴訟に持ち込むということもそれはないと言えない。しかしそういうものは、やはり責任裁定の責任を持つて、こうしてやるという制度をつくるときに、何か弱腰の、あつちを見たりこつちを見たりするような表現ではないかにもどうも責任の甘さがあるというふうな感じがするんですよ。もつとびたつとした御答弁がありませんか。

○政府委員(小澤文雄君) 決して御懸念のような態度で立案されたのじゃございませんで、ただ、二つの手続が並行したときには、これをそのまま両方を並行させるということでは非常にと都合が起さるということ、これは明らかだろうと思つて、そこで、その調整をどうするかということになる。いろいろ考えますと、結局こういうことになるんじゃないか。これが一番いい弾力的な、しかも裁定手続を生かす道ではないか、そういうふうな考へております。

○中村利次君 どうもすつきりしませぬけれども、次に移りますけれども、四十二條の十二の二項。これはもうずいぶん指摘をされたところでありまして、ここで再確認の必要はないでしょうか、けれども、これを逆に、被害の程度が軽微でなく、かつその範囲が限られていない、相当の被害が出た、これは先ほどの質問にも出ておりましたけれども、通産省からでしたか、どうも現在の科学技術陣を動員して、認定をしようとしてもできないこともあるんだ、そういうのは、やはりこれはこの裁定にはならないんだということでしたけれども、同時にやはり現在の科学技術陣を動員してやっても特定の、いわゆるこれが加害があるという認定ができない場合もこれがあり得るわけですから、これはやはり認定にのらぬというふうことになりませぬ、あの答弁からいいますと、それは、国または地方自治体の監督上、これも先ほど質問がちょっと出ていたようにすけれども、故意または重大な過失があつて、共同不法行為と

認定されることがあり得るのかどうか、こういう点はどうでしょうか。

○政府委員(小澤文雄君) それぞれの事案によつて考えなければならぬと思つてますが、理論的には、国または地方公共団体が共同不法行為者になるということも絶無ではないと思つてます。

○中村利次君 そうしますと、そのときには当然賠償責任は国または地方自治体にあるということになるわけですね。

○政府委員(小澤文雄君) さようでございます。

○中村利次君 裁定の確定、裁定が三十日以内に不服の申し立てもしないで、両者の合意をしたものとみなされたあと、実際の賠償責任の不履行の場合ですね。一部にはありますけれども、不履行の場合は、どういう措置が講じられておりますか。

○政府委員(小澤文雄君) 責任裁定が合意の効力を生じた後、その内容を履行しなかつたときには、これはその履行を求めするために裁判所に訴えを起すことができます。そして裁判所に訴えを起した場合には、裁判所は、はたしてそれが公害であるかどうか、あるいは賠償責任の原因と責任との間に結びつきがあるかないか、そういうことの判断は一切なさらないで、双方間にこういう合意が成立しているものとみなされていこうとそれだけの理由で、合意の履行を求めるといふことになりませぬ。

○中村利次君 賠償能力がない場合にはどうなりますか。これは先ほどの通産省の答弁によりまして、しようがないんだ、たとえば、現在の科学技術陣を動員いたしましたもどうしてもわからない場合には裁定にはならないんだというお答えでしたが、賠償能力がないという場合にも、やはりやむを得ないんだということになりませぬか。

○国務大臣(山中貞則君) この問題は、実はやはりこの公害等調整委員会が発足し、裁定行為が行なわれ始めて、そしてその後被害を受けた国民が、幸いにして公害等調整委員会によって納得できる妥当な裁定を受けたとします。そのあとに残

る現実の問題として、はたしてそれが確実に支払われて、一応被害がもとへ返らずとも、国のあり方について、政治行政のあり方について納得をするということが大事であります。問題は、そこで、これを悪意ではなくして、裁定を受けた結果、それには合意が成立したと同様にしたかった、しかしながら、自分にはさかさに振つても能力がないという問題がなしとしないと思ひます。水質汚濁とか大気汚染ばかりではありません、これは大体において企業と一般地域住民というケースにはつきり出ると思ひますが、そうでない典型公害の一般のものを全部受理いたしますと、まあそういうことも起こりがちだし、零細企業等において、そういうことが想像できないわけでもありません。私は交通安全の責任者でもありませんが、交通事故についての追跡調査をいろいろいたしておりますが、やはり判決と申しますか、交通事故の加害者はこれだけ払いなさいということは一応きまっております、本人が払えない、あるいは場合によっては払えないことを苦にして加害者が自殺した例等もあります。このことは非常に大きな問題です。しかしながら、この公害というものは、さらに交通事故よりもっと大きな政治上あるいは行政上の、場合によっては国もそういう事態に立ち至ったことに対する責任を感じなければならぬ社会的な問題だと思ひます。

そこで一方に、いま民間からともなく、あるいは政府サイドからともなく、国会からともなく、いろいろいわれられておることに、そのような場合にあらかじめ対処しておくために、公害賠償支払い基金みたいなものをつくつたらどうかという意見等があるようでもあります。これはその主張する側によつていろいろと、いやそれに対しては国庫の補助、出資等をしてもらいたいという意見もあるようでもあります、これはやはりいま全地球的な問題として、国際的にも議論がされております大原則に、PPP、すなわち汚染者がその償いは自分で払うという原則等から考えますと、なかなかそう簡単にもまいらぬだろうと思ひます

が、いずれにしても、そのような高度の政治的社会的な判断の上に立つて、自分はいま加害者ではない企業であつても、少なくとも他日あるいはいふかなり得るかもしれないというふうなことは、少なくとも企業活動においてみんなが感じなければならぬ時代になっておりますから、そういう企業、民間が集まりまして、不測の場合において、お互いのそういう事実上の危険を保险的にかけておくというようなこと等について、やはり私は相当議論し、検討がなされなければならぬと考えます。この点は、この法律が通りました後、やはり一番大きな問題として、今後さらに裁定したあとの追跡調査その他のものがなされなければならぬ問題点の一つであろうと、私も考えております。

○中村利次君 非常にいい答弁をいただきました。これは、私は公害を憎むというのには、これはもう国民世論でありますから、したがつて、これはもう公害は絶対に憎まなければいけないし、なくさなければいけない。公害の被害者に対する救済あるいは措置というものはどうやってもやり過ぎるというのではない。非常にこれは取り上げやすいし、やりやすいですね。国民世論も必ずこれを支持して下さる。ところが、私は特に、この零細のみじゃなくて、中小企業、おびただしい中小企業が公害発生源に相当なっていることも、これは事実です。幾ら何とか言つたつてこれは事実です。そうなりますと、支払い能力の賠償能力の認定ですね。これは倒産しても、つぶしてしまつても加害者負担なんだというふうなことで、これは裁判ならそれでけっこうですよ。判決ならこれは冷酷であつてもいい。しかし、少なくとも行政でやろうというものは、これは政治

——何といひますかね、零細企業、中小企業、かわいそうの人たちで、公害は憎むべきだけれども、そういうものを流している者は倒産しても省みないのだと、賠償はばつちりやらせるのだという、そういうことで割り切つていいものかどうか。賠償能力の限界といひますか、認定といひますか、そういう

うものを含めて、相当大きな、重大な問題だと思ひますが、そういう点はいかががでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) これは全く意見の対立はありませんが、私どもも、この法律ができ、委員会ができ、そして裁定行為が行なわれ始めたときに、その次に來たる問題は——もちろん裁判にも移行しないで、逃げ延びもしないで、悪びれずその裁定に服従したという人であつても、さて実際に支払い能力ありやということになりますと、倒産どころか、一夜逃げをしなければならぬという状態の、たとえば一時騒がれましたメッキ工場等、ほとんど中小企業でありますから、そういうふうなことを考えますと、この問題はやはり国も何らかの形でもつて、そのような予測される物質、あるいは物質に關係のある物品等の製造者、そういうもの等には呼びかけを国のほうもいたしながら、かと言つて、やはり自分たちは複合汚染であつて、たぶん犯人としてつかまることはないだろうというふうな考え方でおります。な、どつちかという大企業、そういう人たちが、これをやつぱり無視してはならないことであつて、きょうは人の身、あすはわが身、やはり全部で、国民のだれにも迷惑をかけない企業活動のあり方ということに対して、良心的な、社会的な責めを果たしていくことであらば、私はこの問題は、そういう側からも、若干のニュアンスの差はありますが、そのような対応策をしておく必要があるという声が出ておるようでありますから、こういうものができまことを、この法律の運用に当たつて私としても希望する、そういう気持ちであります。

○中村利次君 そうしますと、やはり政府も、金を出すことによつてはやぶさかでないということ、こういうぐあいに解釈してよろしゅうございませぬ。

○国務大臣(山中貞則君) そこまで問い詰められますと、ちよつと——私はいま公害担当大臣というわけではありませぬ。環境庁ができております。環境庁の姿勢というものがどういふ姿勢を示すで

ありませうか、それは私の立場でちよつと介入できないんですが、しかし、私が先ほど申しましたのは、いまグローバルの問題として、国際間でやはりPPPの原則というものに立とうじやないか。日本等の輸出品については、それらが、国がどうも目こぼしをしておるために、公害防止をやらないで、ダンピング可能な価格でもつてなぐり込みをかけているやの批評も、こゝ一两年前前にございませぬ。こういうふうなことを考えますと、まず企業自身がみずからの社会的モラル、社会的な自分たちの存在の意義というものに対して答えを出していくという姿勢が先であると思ひます。それに対して国のほうも、場合によつては、公害防止事業費事業者負担法等に見られましたこと、正当な、筋の通る範囲でありますならば、先ほど冒頭に申しましたとおり、国家的な責めもこれにある程度あるという自覚をもつて、あるいは場合によつては、反省のもとに、そういうことに協力をする必要もあるかもしれませぬけれども、原則は、やはり国際的な常識に日本だけが逆行するという姿勢から出発するわけにはいかぬであらう。これは私の立場ではありませぬけれども、一応、本法案を提出した立場としては、そういう気持ちでおります。

○中村利次君 これはやはり何も観念的という政治の責任だとか、国の責任だとかいうことじやなくて、いままでに、やはり戦後の経済成長の歴史、過程、そういうものを考えますと、国の反省と、やる責任というものは、当然これに伴つてくると思ふのです。と同時に、これは、いまのことは環境庁にも同じことをお伺ひしたいんですけれども、同時に、これからの問題ですね、これはたとえば中小企業なんか、公害が憎まれて、これはほとんどないことになるといふことは承知の上で、なおかつ、やはり製造するためには、どうも少しぐらい悪いことでも、ごまかしてでもというものが——私はいまここでこういう議論をするのが当を得ているのかどうか知らぬけれども、これは、ないとは断言できないと思ふ。そういうものを、

やはり、これは科学技術等を動員をして、そして何かどうも、国が負担するのはやはり国際慣行からいって好ましくないという御意見もございましてけれども、しかし、私は国民的課題であるその公害をなくするという点については、国がどれだけの役割を果たすかという事は、これは私はもうやはり当然国も考えてしるべきことでありまして、とにかく、特に私はこの中小企業、零細企業が、公害は絶対に許すまじという当然の国民世論の前につぶされ、埋没される危険、どうしてもこれは公害をなくする以外にはないんですよ、あるいは、少なくともこれ以外にはない。これは国の施策としての、私は政治としてのそういう措置、方法というものが当然とられなければならぬと思うのですけれども、ここで具体的に一々羅列することはよしますが、どうでしょう、環境庁、お見えになっていきますか。そういう将来の問題を含めて、ひとつ……。

○政府委員(船後正道君) ただいま環境庁では、別途、大気及び水質に関する、人の健康被害につきましての、いわゆる無過失責任法、これを国会で御審議を願っております。この無過失立法に関連いたしました、やはり同様、何らかの賠償措置制度の必要性というものが痛感されております。過去の例に徴して、たとえば鉱業法におきましては「担保の供託」という制度がございまして、自動車につきましては自賠責法、あるいは労働基準法対労働災害保険法というようにございまして、無過失責任に対しましては、加害者側の責任が過重される反面、そういった危険負担というものをどのように経済的、合理的に配分していくかという行政的な仕組みが工夫されておるわけでございます。

ところで、私も公害被害を考えました場合に、制度のたて方といたしまして、個々の損害賠償債務というものを前提といたしまして、この履行の担保を確保する、あるいは負担の危険を分散するというような制度、あるいはまた、この環境汚染というものを考えまして、環境汚染に対する

寄与者と、これによる被害者というものの間に合理的なる調整をはかるというような考え方に立つこともできるわけでございます。どのような考え方に従ってわれわれが今後新しい制度を打ち立てていくか、非常にむずかしい問題がございまして、環境の汚染と申しましても、原因がかなり過去に発生しておるとか、あるいは原因者はすでにございまして、もう存在しないとかいうような要素もあるわけでございまして、そういったあたりから公共負担というものの必要性というものも議論されてくるわけでございまして、非常に技術的にむずかしい問題がございまして、現在、中央公害対策審議会に費用負担に関する特別部会を設けて、この損害賠償措置に関する制度の問題について各方面の学識経験者を集めて御検討をお願いしております。この仲裁裁定制度といったものによる損害賠償債務をどのように考えていくか、これも大きな課題であるかと考えております。

○中村利次君 それは無過失責任制度、大いにけっこうでしよう。しかし私がここで言っているのは、一つの方法であることは、これは否定できませんよ。しかし、たとえば国で何か公害をなくするためにやることはないのであるかということになりますと、いままでやらなければならなかった、あるいは現在も将来もやらなければならぬことが、はい私はあると思うんです。たとえば水質汚濁にしても大気汚染にしても、これは無過失責任を追及して賠償させる、罰する、それだけで、はたしてそれじゃ公害がなくなるのか。たとえばあわれな中小企業、零細企業なんかは、私に言わせると、やはりちゃんとした、水質汚染のごときは下水道設備を完備して化学処理をびしっとできるような、そういうものにすれば、これは水質汚濁だつて軽くなることは間違いない。大気汚染にしまして、いまの、あんな、大気汚染の対策なんかを見てごらん下さい。とにかくそれは、月に人間が行くようになって、まことに幼稚でしよう、ま

だ。こういうものを、やはり法律をつくらたり企業の行政指導だけで、大企業はまだ私はそういうものに対するいわゆる対応能力なんというものはやらせればあると思えますけれども、零細、中小のごときは、全くそれはあわれな、何かこう加害者保護みたいなことを言うような感じがあつては、これは困りますけれども、そうではなくて、やはり国民の健康は何としてもそこねてはならないという立場からして、そういうものをやはり考えるだけじゃなくて行動に移す対処をしていかなければならないんじゃないかと思つて、そういうこと、公害等の調整委員会の設置に伴つて、そういうことをやはりお考えになっておるかどうかですね、構想として。

○政府委員(船後正道君) 私の説明がことば足らずであつたかと思つて、現在、中央公害対策審議会に費用負担に関する特別部会を設けて、公害にかかわる損害賠償をいかにして合理的かつ共同的に処理し得るかという問題につきまして、先生御指摘のような問題点も含めまして検討いたしておるところでございます。

○岩間正男君 時間の関係から重複を避けてお聞きしますから、端的にお答え願いたいと思つて、まずお聞きしたいのは、これは、現行の公害紛争処理法ですね、これがさらにこういうふうな改正になるんだと思つて、そうすると、現行法と比べて改善された、そういう諸点はどういうところにありますか。

○国務大臣(山中貞則君) まず、基本的な問題を申し上げて御質問を待ちたいと思つて、一番私が決断をするに至りました大きな要素は、いままで調停、仲裁だけでありまして、それは当時者間の合意を前提といたしておりましたから、そこにはやはり合意し得ざるものが公害の被害について多いということ、また、しかもその中で原因と因果関係を定めることがきわめて困難な作業が多い、できれば金額等も、裁判に移行して年月を要するよりも、行政機関としてこれを最終的に定める方法はないものか。そのためには、国会の附

帯決議等で、まずこの中央公害審査委員会というものはつきりと三条機関として、政党、政治、行政の介入の及ばない独立の機関にしない、そして、裁定権を与えなさいという附帯決議が衆参両院でありましたことが私自身の検討と決断の要素の大きな一つであります。したがつてそれらの点を踏まえて、今回新たに三条機関に移行せしめて裁定権を与える、そして、原因裁定と責任裁定の両裁定を行なうということにいたしましたことが一番大きな国民の側から見てのメリットであると私は考えている次第であります。

○岩間正男君 われわれは現行法が制定されるとき反対した。反対の理由はいろいろありますが、一つは委員の任命ですね。それがまあ国会の承認を得るといふことになつていけるけれども、これははたしてほんとうに国民の立場に立っているか。結局は政府の代弁機関みたいなことになつていけるのではないか。

第二の問題は、費用の分担の問題、これは今度の法案でも何ら解決を見ていない。

第三に、これは基地公害ですね。基地の問題はこの裁定の対象にしていないわけですね。この点は依然として同じなんです。これは最初からそうだったのですか。発案の当時、これを入れる、そういう考えがなかったのですか。何か自民党内のこれに対する強引な反対があつて、これは、基地公害は抜いたというふうになっておりますが、この間の事情はどういうことになっておりますか。これは防衛庁長官。

○国務大臣(山中貞則君) 公害基本法がつくられました当初のときに、昭和四十二年、どのような議論があつたかは、私、関係大臣でもありませんでしたのでわかりません。しかし今回この法律をつくり出すにあつて、防衛庁との間に、もしくはは党のそれぞれの関係者との間に、防衛施設あるいは米軍に安保条約で提供している施設等の、公害といわれる各種の地域住民に対する影響を取り入れる、あるいは取り入れることには反対だとか賛成だとかいう意見は、これは全くありませんで

した。そのような問題提起もいたしておりませんが、なせしなかつたかといえ、すでに公害基本法でも、それをまず、防衛庁たるものがみずから国民のために、これは国自身として公害を出してはならない責任がありますから、そしてまた、安保条約に従って提供している米軍の施設であつても、これもまた国家の施設としての責任として、国民に対してその公害を出してはならない、出した場合には国の責任でそれは処理しなければならぬという一義的な義務を負っているということが、まずほかの公害事犯と異なるものでありますし、また防衛庁は、国民の理解と協力、なかつくその地域周辺住民の理解と協力がなくては、反感と反発というものの中ではとてもその主目的を、存在目的を果たすことは困難である。そういう性格から考えましても、防衛庁自身が、基地周辺整備その他の法律を例にするまでもなく、みずからそれらの苦情等に処理すべき法律も持つておられますので、その運用が全きを得ることが防衛庁自身のためであり、政府の果たさなければならぬ義務でありますから、防衛庁はみずからこれを完すべきに果たすであらうということのもとに、防衛庁のあり方を私たちは信頼をして——政府でありますから——したがって今回の法律の中に防衛庁並びにそれに関する施設についての公害の対象としては取り入れていないというのであります。

○岩間正男君 防衛庁長官は……これは総務長官に聞いたってわからないし……。これは実際国民のそういう基地公害がいまの防衛庁のやり方ではほんとうに払拭されていると思いませんか。そうじゃないんだ。たくさんこれは公害起こってるんです。依然として続いているんです。ところが、この問題を私は切り離して、いまのような説明は一応ある。同時に、なおかつこれは訴訟の対象にしたっていいんじゃないか、そういうことで、もつとやはり何と言いますか、とにかく自衛隊の基地の公害、さらには米軍の公害は全く今日ひと

くなつてきている。ことにベトナム戦争の激化の中では、ひんびんとしてそういう訴えが出てきているわけでしょう。こういうものを当面やはりその中で取り上げるといふ、そういうやり方で私は当然いんだと思う。ところがこれは除去している。排除している。ここだけはなぜ一体抜いたのか。それらにふさわしいだけの措置をやっているかというところではない。そこで私は、これは具体的にお聞きしたいんだが、いらないんだね、相手が。困るんだ、施設部長じゃしようがないよ。そう言っちゃ悪いけれども、何しろ国策に関する問題だからね。代表して答えられますか。——時間の関係ありますから、待たせようがないから、来てからにこの問題は保留しておきます。

それじゃお聞きしますが、そういうふうで、今度の問題はいま言ったような問題——委員の民主的な選定の問題、あるいは費用負担の問題、あるいは基地公害に対する除外の問題、こういうものは何ら解決されていない、そのままこれは継続されていると、こういう点はこれは認めなくてはならない。

それから、先ほど長官の説明の中で、今度の法案の最も特徴的なところは、これは三条機関にしたと、そして相当な権力を与えて、これによって裁定をやる、こういうことだと言っている。そういう点をいま指摘されたわけでありまして、そんならこれ、徹底的にもつとやるなら、根本から公害をやはり防止するための差しとめ裁定というものはこれは含まれていないわけですか。これはなぜやらないかしたんです。

○政府委員(小澤文雄君) いま、さいせんも御説明があつたんでございりますが、差しとめそのものはその根拠についていろいろ説がまだ分かれておりまして、ほんとうに学問的に、法律的には定着した概念ではないように思われます。ある場合には差しとめ請求ができませんけれども、ここで問題にされている公害源に対して差しとめ請求をすることが、それが各被害者ごとに別々に差しとめ請求するというところ、その法律構成が必ずしもはつきり定着しているところではないのでござ

いまして、現に裁判例も比較的少のうございまして、そして、しかもそれが逐次いま変化しつつあるような現状でございまして、この際は、それを行政機関が取り上げてやるというよりも、もう少し裁判所の判例などの定着するのを待つのがいいんじゃないかというのが一つと、それから、もともと公害そのものが一般的に地域住民全般に大きな影響を及ぼす社会的、公共的な問題でございまして、それを抜本的に解決する方法としては公法上の規制が一番適切であるということ、それから、さらに実際の裁定の機能の面から申しまして、司法上の差しとめができるかどうかということ、それは、それぞれ各申請人の所在する場所とその公害が到達するかどうかというそのことであるのでございまして、したがって、公害源が一つであつて、それをすべての請求人が一律に全部差しとめさせるかさせないかということとをきめることができないのであります。各人ごとに、そのところに公害が及んでおれば差しとめ請求が成り立つし、及んでいなければ、実際にほかの人たちには公害が及んでいても申請人に対しては、申請人の申請による差しとめはこれを認めることができない、個々ばらばらになるのでございまして、こういうのはやはり問題の根本的解決にはならない。その意味では、やはり公法上の規制が最も適当なものと考えられますので、特にこの際は差しとめは入れなかつたわけでございます。

○岩間正男君 だれが聞いても苦しい御答弁ですね。そうとしか言い得ません。これは差しとめというだけの根拠があつて、それで、それを取り上げるかどうかというのは、あなたの方の判断も加わるでしょう。それだけの必要もある。そういうものは幾つもあるのです。全部差しとめたというわけじゃないから、当然それだけの必要があるのは、これはそれに基づいて行政措置でもって差しとめることもできる。そういうような問題で非常に不徹底です。結局はネコの首に鈴をつけるのがこわいのだ。そういうようなこの法案の性格になつていきます。結局差しとめが

るのだ、差しとめということを強行するのなら。しかし、そこまではないかなければこれは徹底してないと言われてもしょうがない。この法案の、もしもほんとうにあくまで人命を優先するといふ、そういう企業的那种な加害者の責任ははつきり明確にされる、そうして、これほどもうほんとうに、ことに運命的にさえたつたこういう公害に対決するという姿勢をとるのだったら、やはりその問題が抜けたらこれは画竜点睛を欠くことになる。だから、いまいろいろな点からあげられました。非常に私は苦しいこれは御弁解だと思つた。

その次にお聞きしたいのですが、原因裁定について、加害者のこれは申請を認めることによつて、この前、これは私は関連質問でお聞きしたのでありますが、これは一方で責任裁定をやつて、そこに加害者が今度は原因裁定を申請して、それを受理した。どういふふうにはこれは運用することになるのですか。どうもこの前の説明ではわからない。もう一ぺんここを明らかにしてください。具体的にどういふ運用をするのかね、委員会が。

○政府委員(小澤文雄君) 責任裁定の申請がございまして、一体言われているような公害の原因があつたか否かを調べまして、そして原因があつたということになれば、責任の限度である支払うべき金額をきめるという順序になりますので、審理の順序は、まず原因があつたか否かということになります。ところで、その途中で加害者から原因裁定の申請があつた。これは加害者からあつても被害者からあつてもどちらでも同じこととございまして、その責任裁定の申請の段階で調べていければ原因裁定でその旨の裁定をいたしますし、それから責任裁定の段階で原因がないんだという結論になつてしまえば、これは両方ともその趣旨の裁定をいたします。両方の手続は全部一つでございまして、原因があつたか否かという問題は二つにはなりませんので、たとえ原因裁定の申請

があつてもなくても、審理する対象は全く一つでございませうから、手続も合体してそのまま結論を出すことになりませう。

○岩間正男君 二つの事務を一つの中で合同して行なうと、こういうことになるわけですか。

○政府委員(小澤文雄君) そのとおりでございませう。

○岩間正男君 ところで、責任裁定が進行する、そうしてもうはつきりこの結果が出そうだ、おい待ったというので加害者がこれは原因裁定の申請をする。それによって審理が相当長引く、あるいは横からいろいろな声が入らないという保証はない。こういうことは十分予測されることです。力関係なんです。力関係ですよ。一方は非常に弱い被害者の立場で、何人これは団結したって、結局はこの対象はあなたのほうで、最後には、全体でまきまらぬときには、これはきめることになるわけでしょう。ところが加害者のほうは、これは非常に力強い方が多いわけだ。そういうことで、力関係でこれはどうなるかという問題です。結局は被害者が団結してこういう運動も起こして、そういう力の中で結局はこの問題を、どうしても公害をなくす、命を守る戦いをするのに対して、これは一つの圧力になったり妨害になるというところは十分に予想される。もし私の考えが杞憂にすぎないならば、それをさせないという歯どめの保証をはつきりここで明らかにしてほしいです。

○政府委員(小澤文雄君) 御質問の前提が、責任裁定の手続でもう原因があることがわかったと、ところがその段階で加害者から原因裁定の申請があるという、これはまた問題がその問題に集中されてしまつて、いつまでたつても責任裁定がなされないことになるんじゃないかという、そういう御質問のように理解したのでございますが、もしそういうことでございませう、実はその前提は私どもの考えるのちよつと違ひますので、私どもは私どもの責任裁定の段階で原因があるというものがわかれば、もうその問題はそれで済んでしまつたので、あとは損害額だけの問題

でございませう。その損害額だけを調べている段階で、かりに加害者からでも被害者からでも原因裁定の申請があれば、これはもうすでにわかっている原因関係をすぐ原因裁定の形で出すだけでございませう、もうわかっているものについてもう一ぺんこれらがわからなくなるということ、これは考えられないのでございませう。

○岩間正男君 あなたの答弁も仮定の上に立っている、わかればという……。わからない場合はどうする。

○政府委員(小澤文雄君) 責任裁定の段階で原因がまだわからないときには、やはり原因がわかるまで審理を続けます。ですから、もしその原因がわからないまま原因がわかるまで審理を続けていく、その途中で原因裁定の申請がどちらからかありますれば、これはそれも承つておいて、その責任裁定についての原因の審査をそのまま続けることになりませう。

○岩間正男君 それぐらいの扱いなら、この法案にも二つござらざら別してはつきり書いておく、そういうことにならぬじゃないですか。これは実際の運営はそういうふうにはいかぬですよ。そんなすらすらあなたが御答弁なさるやうに、そういうふうにはいかぬですよ、これは。そして非常に影響を持ちますよ。いままでの前例が示しているんですよ。そういうことをあなたたちは予測されないかもしれぬけれども、これは私たちがもういろいろなそういう実際の動きに接しているのだ。だからそういう点について、この原因裁定の問題というのは非常にやっばり問題を含んでいると考へざるを得ないですね。そしてこの運用のしかたについても、おそらくそんなにこの委員会の構成が、六人の委員、専門委員が何人いるか知りませぬけれども、件数はたくさんある。そういう中で、巨大産業が動いてきて原因裁定を申請した、そういう中で、日本のいまの政治の実態から見たらどうです。力関係から見たらどうです。そういうことをやすやすと答弁しておられます、そんなことは通りませぬよ。その点は私たちが

は非常に心配しているところなんです。だから、この前からこの問題をやはりもっと明確にしなきゃならぬということ、言っているんです。しかしこれに対してほんとうにこたえる答弁にはなっていないんじゃないかと思つて。

それからさらにですね、これはまあ最後に、代表当事者をきめることができない、そのときに、委員会が職権でこれはきめると、それから申請事項以外の事項についても裁定でこれはきめる、こういうことになると、やはり被害者をほんとうに守り切れるかどうかという問題が一つあります。

それからもう一つの問題は、裁判との関係です。裁判との関係ですが、これはどっちをとるか、訴訟をとるか裁定をとるかというの、これは結局はそのときの当事者の考えによってこれはきまるわけですね。裁量によってこれはきまるわけでしょう。被害者の意思によってきまるんですか。申請者の意思によってきまるんですか。これはどうなります。

○政府委員(小澤文雄君) いまの裁判との関係は、訴訟手続を中止するかどうかという問題は裁判所の裁定でございませう。それから訴訟手続が中止されない場合に責任裁定の手続を中止するかどうかという問題は責任裁定の裁量でございませう。裁量でございませう、当事者の裁量でございませう。

○岩間正男君 それじゃ、まあ防衛庁長官おいでになりましたから、保留しておいた問題、実は今度の調整委員会の対象に基地公害がなっていない。つまり自衛隊と米軍基地の公害がなっていない。ことに最近非常にベトナム戦争なんかで、また本土もそうですが、そういうような中で、これが対象から除外されているわけですね。これは現行法でもそうなんですが、今度の法案でも予想される。これに対して、いま山中長官の答弁としては、それは国家として責任を持って基地周辺整備法その他の手段を尽くしてこの被害を除去することを第一義としているんだからそれは差しつかえないんだと、こう言っている。しかしそれなら、それら

を、それほど国民のそういう被害は、これは軽減されていきますか。基地公害から国民は安全に守られていきますか。そうお考えになりますか、どうですか。

○国務大臣(江崎真澄君) もうすでに基地周辺の対策に関する法律がありまして、まあ毎年、満足とはいへませんが、予算措置をしまして、一つずつ片づけておるといふのが現在の状況であることは御存じのとおりであります。したがつて、この基地の公害は、やはり私どもも十分認識をいたしております。で、まあ今後この問題は、やはり予算措置を十分いたしまして、地元側の要望にこたえていかなければならぬと思つて。まあすでに法律があるということ、それからまた、原因者が基地公害の場合は非常に明瞭であるということ等々から、はずされたものというふうには私どもは承知をいたしております。対策については、十分ひとつ今後予算措置を併いまして、地元の期待にこたえていく方針であります。

○岩間正男君 そういうことを言われるんです、今後予算を十分にとつてなぞと言つてらるんですね。そして実際は、この行なわれている防音装置の学校なんというのは、これは長官ごらんになったことがありませんか。たとえば群馬小学校に行つてごらんない。この中で、防音装置をされたところで録音をとつてみると、この録音の音量、あれで子供たちは学習できるかどうか。一緒に

○国務大臣(江崎真澄君) よく知っております。○岩間正男君 それから夏、全くひどいんですよ。もうこんな暑くなつたら、全部封鎖でしよう。その中で、あの高温の中で学習している子供たち、ごらんになったことがありませんか。そういう今度どうです。この前、これは秋多町だつたと思ひますけれども、あの横田基地の拡張反対の決議をした。そうするといふと、予算やらないぞと、こういうことを言つて。だからこのやり方というのは、いま言ったやうにはなつていないのです。予算をとるといふても、これは十全には

いかにないんだ。ほんとにこれは申しわけ的なもんですよ。そういう中で、まあいま学校の例を出しましたけれども、一般の市民がどんなに被害を受けているのか。実はきのう電話がかかつてきた。それは、鹿屋市の基地周辺に非常な身体の弱い労働者からの電話です。それで、とにかくそこでは、最近非常に練習が夜間に、深夜にわたって行なわれている。しかも低空だ。これは山中長官の郷里でもありますから、よく聞いてください。それで全く不眠の日が続くと、非常に病弱の自分にはもうとてたまらないと、何とかこれ問題にしてくれないか、こういうことなんです。それでこういう具体例があります。きのうこれは起こったことですから、私は、そういう中でこういう問題がなぜ一体この委員会の課題にならないのか、切り離してやるんだと言ふから、切り離してやるんなら、こういう広範な被害を受けている市民の数というものは、これは何万に及んでいるだろうと思うのです。その中には老病の人もいます、それから非常に病弱な人もいます。あるいは非常にかんの強い子供なんというものは、これは夜中にやっぱり目をさまして泣き声をあげる。眠れない。こういう事態が起こるんです。国民の健康をむしげんであるこういう問題について、これはどうなんですか。そこで私、お聞きしますけれども、一体鹿屋ではどういう教育航空群の訓練をやっているんです。これは低空と言っているから、どのぐらいの一体高度でこれをやっているのか、一つ、それから夜間の訓練は一体どうなっているんです。これは聞くところによると、夜間の十二時、一時あたりがあるそうです。もつともこのころは横田基地でもそうです。私たちが夜中に見ても、夜中にしばしば目をさまされることが起こってくるんですが、これはどうなんですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 実は私も自分の選挙区ではあります、すぐ隣の選挙区に小牧飛行場というのがあるんです。そしてその騒音を受けるのは私の選挙区、まことにどうも被害者の選挙区を持っておりまして、あの騒音にはもう、よく身

にしみて悩まされておるわけでありまして、十全の措置がとられておるとは思っておりません。これはやはり世の中が落ちていくに従いまして、いろいろ問題が出てまいりますので、基地周辺の対策については、騒音防止対策についてはよくよく、やはり予算措置を十分にしなければならぬというところを思っております。さて、その鹿屋であります、これは夜間飛行を規制しておるといふふうに私も報告を受けておるわけですが、いまどういふ方からの投書が存じませんが、それが御病人であるとすれば、全く気の毒なことでありまして、こういうことはまあ一年じゅうのことですから、防衛庁としても十分自衛をしまして、大体朝の八時半から四時半ごろまでを鹿屋の練習の時間帯、まあスクランブルをかけたりの場合、これは別であります。実は小牧の飛行場でも、しばしば周辺に人家が密集しておりますので問題が起こるわけなんです。消音器というものをつけておるわけなんです。始動のときはそれをかけるのかいろいろのことをやっておりますが、これは私、聞きに行きました、サイレンサーをかけたからといって十分とはいへません。あれはやはりちよつと神経質な病人でもかかえておる家庭にしておるようなんです。いろいろと同情をしておるようなんです。したがって、全くこれは今後とも十分制限を口だけでなしに、どういった制限については口だけでないささか不安のないように協力体制をとっていきなさいというのが私どもの方針であります。防衛庁においてもそういう心持ちで、それぞれの基地にはきびしく指導をいたしておるもののように承知をいたしております。

○岩間正男君 これは自衛隊の一般の、航空自衛隊ないしは海上自衛隊の方針ですか。そのことをまずお聞きすることが一点。

それからあなたはこういうことを御存じですか。こう言っておるのです、この電話の人は「国会で追及があるときはそうでもないが、国会で問題にならなくなるといふと、昼間はもちろんだ、夜の一時、二時になっても飛行機が飛んでいる」と、こういう国会というのは便利なんです、そのときだけ何かあると、注意いたします。何もそのときだけじゃなくて、もうこれについては徹底的にいたします。その徹底が一週間たつと、のど元過ぎて熱さを忘れるというのがいまのやり方です。私はこれは要求しますけれども、フライング・スケジュールを出してください。これは一月月ぐらいいの、出してください。それから演習のスケジュールを出してください。鹿屋の出すと同時に、これはどうなっているのか、一体、これはちゃんと見なきゃならないですね。現地へ聞いたつて、現地で言うとおりのなかなか報告しない。日本の官僚機構の絶妙なところなんです。こつちではいま現地で聞きました、現地ではありのままに言ってくるものですか。だから、いつでもこれは国民との問題の把握、それからこのところのズレが出てくる。だから国会は危険なんです。そういう意味じゃ非常に危険です。国会で問題になると、きょうあたりはとまるかもしれぬ。二、三日だ。ほとぼりさめるといふと、またぐつとやられたんじや、これは全然問題にならないわけですね。一時のがれの答弁じや話にならないのです。これはどうなんですか、一体、だから、私はできればこれはどう言ふか、自衛隊のとつて、海上自衛隊、航空自衛隊、陸上も加えてもいいます、これはヘリコプターもありまして、八時半から四時半までを原則とする。十時以降についてはよほどのことではなければやらない。その間の、四時半以降はどうなのか、こういうような問題について、やはり基地公害の騒音防止の問題から、この問題を法案のらち外にしておくことはできない。そこへもってきて米軍が、御承知のように、最近のベトナム戦況の中で演習を激化して

○国務大臣(江崎真澄君) 飛行場の騒音対策については、今後十分留意をして適切な処置を講じたいと思つておる。まあこれは世界じゅう、軍隊を持つておるところの悩みであります。日本の国情から言つと、他国に比べると非常にこれが問題になる。しかし、これは民主主義国家ですから、この上も十分努力したいと思つておる。それから、ちよつども鹿屋の状況については詳しく知つておる政府委員の者が来ておりますので、御報告を申し上げさせていただきます。

○岩間正男君 それから富士のは……。

○国務大臣(江崎真澄君) 富士の、これはまた……。

○岩間正男君 遠慮しないでください。

○国務大臣(江崎真澄君) 何でした……。

○岩間正男君 遠慮してくれというから、遠慮し

なければどうです。背景が深いですよ、今度は。

○国務大臣(江崎真澄君) 現在まではそういうことで話し合ひがついておりますから、まあそういう話し合ひをして、どうしても……。

○岩間正男君 そのとき、断わりますか、どうですかと聞いている。

○国務大臣(江崎真澄君) それはまたその場面で判断をして善処をしたいと思っております。

○岩間正男君 そういうことではだめですね。話し合ひして、今度しかたない、万やむを得ません、安保条約を持っているのですから、米軍のこの演習でございませうから、これはやむを得ません、そうじゃないですか。そんなことでは話にならないのですよ、これは。私はそういう問題を含めて、だからこのような国民の騒音に対する、軍事公害に対する、そういう意思表明を防衛庁や施設庁に持たせていったって、なかなか快く受けてくれないんです。だから民間のそういう組織で、これはすなおにそういうものを引き受ける、そういう機関があつていいんじゃないですか。なぜ省いたんですか。山中長官らしくもないじゃないですか。軍事公害は入れるべきじゃなかったですか。なぜ省いたんですか。

○国務大臣(山中貞則君) 先ほど答弁したとおりであります。繰り返しますが、私が申ししたこと、防衛庁というものはそれだけの、公害防止についてのみならずを律する姿勢を示されるであろうということをおきましたから、その決意であるという長官の表明でありますので、私はそれでけっこうだと思ひます。

○岩間正男君 非常にきわめて不十分な答弁です、言われていることが。

最後にもう一つお聞きしますが、あれは何ですか、詳しくやってくれる人、それをちよつと聞いてからでないかためです。

○説明員(大西誠一郎君) 鹿屋におきましては、教育部隊が二群ございまして、P2JとP2Vの航空機が二十四機ございまして、飛行の状況につきまして、飛行時間については、先ほど防衛庁長

官からお答えいたしましたとおりでございまして、離発着の回数は、四月の実績で約二千回でございます。夜間の訓練は四月の実績で十一回でございます。この飛行場は、高さが標高七十メートルでございます。回りが二十メートルルぐらいで、部落といたしましては、鹿屋市が二千メートルぐらいの位置にございまして、あとの部落が少し飛行場の滑走路の延長上にございまして。部隊といたしましては、騒音の問題について関心を持っておりますが、御指摘のような点がありますれば、さらに現地のほうで実情を調査いたしまして、必要な対策を講ずるよう努力したいと思っております。

○岩間正男君 その報告は書面で下さいね。そして向こうにいま言ったようなことを知らして、それから、防衛庁として現在とっている訓練の方針、そして何時から何時まで、そしてちゃんと制限のそういうものはどういうふうになつていくか、これは明確に出していただきたい。検討したいと思ひます。

最後にお聞きしたいんですが、これは沖繩の公害の問題です。この前開発庁設置法案、あれでも、これは山中長官と部分的には審議の間答やつたわけですが、これはどうでしょう。とにかく軍事公害が沖繩はすこい。しかし、自然はこつちよりもなかなかきれいですよ。私は八重山にも行つたし、宮古にも一昨年行きました。八重山なんか、これはとにかく軍事公害が少ないから非常にきれいですよ。あそこでもあのととき、この前もちよつと私、歌つったんですが、歌を出して恐縮ですが、

公害の蔽える本土より八重山へ今宵来て仰ぐ南十字星
非常にきれいなんですね。それから産業公害をなおこの上に重ねると語りついで胸熱きかな
実際そうなんです、あの沖繩のそういう自然というものは、自然環境のよさというものは、これは軍事公害をなくすとともに、これを絶対重ねちゃ

ならぬと思うのです。ところが現在は、沖繩中部の東海岸では、平安座島ではアメリカのガルフ石油がすでに操業して居る。そして原油流出の事故が昨年十月に起こつて居ることは、これは長官もよくよく御承知だと思ひます。それから中城湾一帯では、エソソと東洋石油の二社が現在操業中です。沖繩の海は死につつある、こゝにいわれております。現にこれは一昨年の選挙、秋です、私はあそこへ参りましたときに、東洋石油の中城湾における汚染状態はたいへん、そこで演説をしたら、古老が出てきて、なぜこの中城の問題やらなんだと言つて宣伝カーに向かつて追つかけてきた。そこで立ちどまつて一発やつたわけでありまして、けれども、そういう状態です。だから、これは四日市を再び繰り返すなというのが、われわれの一つの命題になるわけですね。そこにさらに今度は三菱、丸善、アラビア、三石油会社が加わると、この沖繩の公害というのは、東海岸一帯は日本有数の石油コンビナートになる。そうして自然破壊と公害がほんとうに重大な問題にのぼつてきます。また最近の新聞報道によると、沖繩東海岸を航行するタンカーが捨てる原油廃液によつて、海浜汚染がひどい状態になつて居る。油のかたまりが二、三センチから三、四十センチくらい、波打ちぎわを黒くするほど漂流して居る。このようにたいへんなそういう汚染の危険というものは、すでに汚染は始まつており、この深化がなされようとして居るんですね。こういう点で、産業公害によつて約八十カ所の海浜がこういう問題にさらされようとして居る。これに対して一体どういう態度をとるか。環境庁長官来ないんですね。私は環境庁長官に基本的に聞きたかつた。どうしてこの公害から沖繩を守るのか、これをしない、させない、日本列島の、現在の世界最大の基地の列島、こういうものの中で、せめて沖繩をどうしても産業公害から守る、そして軍事公害をなくす、基地の撤去をやる、こういう方向に変えなければならぬ。これは日本のやほり一つの大きな課題です。民族的課題であると言つてもいいん

です。これに対して基本的な考え方を一体持つておるのかどうか、これはいままでのままでいいからものすこいことになりませう。決してこれは本土にも劣らないほどの基地の島、公害の島になつてしまふ。これをさせないという保証はどうなんでしょうか。こういうことをどうしても私はお聞きしたかつたんです。これは答えるのは山中長官ですか、この前お答えになつたのが、環境庁長官は見えたんですか、環境庁長官。
○国務大臣(山中貞則君) 開発庁長官としてお答えいたします。

仰せのとおりでありまして、先般屋良知事とお話をしましたときも、振興開発計画は沖繩県知事が策定されますが、もう石油産業というものは、国の政策としても、果として、これ以上沖繩に立地することはやめましようという話もいたしまして、合意をいたしております。

なお、今後の企業誘致についても、昭和五十年に沖繩で海洋博を開く際に、美しい海と空と緑の島というものが、文字どおりよごされて居る海洋の沖繩ということでは、これは私たちが日本国民として世界に申しわけがたちませぬので、そのようなことのないような沖繩の未来図を描きたいと思ひます。

最後に歌をひとつお返しいたします。美しい沖繩を私が読んだものであります。
屋我地海潮満ち来たる星さがり火焰木一つ花残しおき
○岩間正男君 文学問答によつて問題の本質をさらされちゃ困る。そのときにはあつたかも知れぬけれども、ほんとうにそういう歌がたくさん読めるような、あなたほんとうにびちつと歯どめができるかどうか、今後見守りますよ。決してこの質問はこれで終わつたわけじゃないですが、きょうはとにかくこれで終わつておきましょう。
○委員長(柳田桃太郎君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。
これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○水口宏三君 私は、日本社会党を代表して、本法案に対し、次の理由によって反対いたします。

第一に、これまで国家行政組織法第八條の委員会であった中央公害審査委員会を同法第三條に基づく公害等調整委員会として、その独立性を高めたことは了解できますが、行政簡素化を理由に、本来異なる性格を持つ土地調整委員会と統合したことは、その両機能を中途はんばにするばかりでなく、たまたま行政監視委員会が空席であったことと便乗し、第三者機関の意見を求めずに、行政担当者が一方的に決定したことは不当であること。

第二に、これまでの調停、仲裁に加えて裁定という重要な任務を果たす本委員会が、委員長と常勤の委員三名、非常勤の委員三名、合計七名という少数の委員から構成されていることは、公害紛争多発の現状にかんがみ、その機能が十分に発揮されないおそれがあること。

第三に、原因裁定について、特にその申請を被害者に限定しなかつたことは、加害者と目される者に乱用されるおそれがあり、本来公害紛争裁定の目的である被害の防止と被害者の救済という趣旨に反すること。

第四に、調停、仲裁、裁定の手續費用について、被害者の負担を軽減する措置が不十分であることは、本来経済的に弱い立場にある国民大衆の利益を守れないこと。

第五に、紛争処理の対象となる公害にいわゆる基地公害を加えなかつたこと。

○安田隆明君 私は、自由民主党を代表いたしまして、本法案に賛成の意を表明しようとするものであります。

公害問題は、まさに解決を迫られている国民的課題であります。政府は、一昨年の公害国会以来、この問題解決のため諸般の施策を講じてきて

おることは承知しているものであります。本法案も、公害紛争について迅速かつ適正な解決をはかるという現在の公害紛争処理制度を一そう整備強化しようとするものであり、時宜を得た措置と存するのであります。

本法案により設置される公害等調整委員会に寄せられる国民の期待の大きいのがみ、新しく導入される裁定制度の運用についても、その公正、十全を期せられるよう要望いたしまして、私の討論を終わります。

○峯山昭範君 私は、ただいま議題となりました公害等調整委員会設置法案に対し、公明党を代表して、反対の討論を行なうものであります。

反対の第一の理由は、総理府、法制局がまとめた原案では、原因裁定についても公害被害者側だけの申請に限定して、被害者救済の性格を鮮明にしておりまして、本法律案はその精神を踏みにじり、加害者側にも原因裁定についての申請権を認めたとはいふことに遺憾千万であります。なぜならば、公害紛争で最も重要な因果関係の白黒をきめる原因裁定を、加害者側が被害者の訴えより先に申請し、身の潔白をはかることができるのであります。ということとは、企業者側の有利な裁定の出る可能性もあることを考えると、これは重大な問題であります。しかも、加害者側はこの制度を利用して、その場のがれや時間かせぎに利用することは当然予想されるところであります。

第二の理由は、裁定権の行使についてであり、被害の程度が軽微であり、かつその範囲が限られているもの等については申請を受理しないことのできるもの等については、ことばをかえていえば、人体の健康にかかわるなど重大かつ広範囲な場合に限定するというものであります。このように、委員会の裁量によって受理、不受理がきめられることは、実情に合わず、被害者救済の機能とはならないのであります。

第三の理由は、責任裁定の効力の問題であります。本法案では、責任裁定が出された場合に、三十日以内にこの裁定に不満をもって訴訟に持ち込めば、裁定が不成立となるのであります。したがって、被害者に賠償について委員会の裁定の形定があつても、加害者側の訴えの提起によって裁定が御破算となり、再び裁判でやり直さなければならぬ。これでは被害者にとって何のための裁定かわからないのであります。被害者のために裁定の効力の確保が十分とられていないし、また裁定が確定した場合にも、加害者にその裁定の履行を迫る措置が十分とられていないのであります。

第四の理由は、委員の構成についてであります。委員六人でも少な過ぎるし、専門委員も一件一人では不十分であり、紛争処理の適正、迅速を確保するために必要かつ十分な公害専門調査委員を置くべきであります。

今日、何よりも望まれているのは、公害による被害者の敏速で有効適切な救済であり、被害者救済の立場に立つて紛争処理制度を運用していくこととであります。裁定権という強権を持つ新機関になることは、大きな責任と複雑で困難な課題を背負わなければならないのであります。従来、裁判所において因果関係の立証が困難であつたということは、新機関においても変わらないのであります。公害被害の態様の掌握、証拠調べ、保全及び事実の調査等々、容易なことではないのであります。それを敏速に的確に処理し、被害者にも加害者にも信頼される裁定機関になるには、人的、物的両面にわたつて充実した体制の整備が不可欠であります。この点から見ても、本法案は不十分なものであると言わざるを得ません。

なお、基地公害の処理については、本法案の適用外となっておりますが、基地公害の一般住民に及ぼす影響のきわめて重大なことを考えると、本公害の処理についても本法案を含めて、その紛争の処理に万全を期すべきであります。

最後に、政府に申し上げたいことは、公害の原因を明らかにし、発生責任者に損害賠償をさせたとしても、それで問題は片づくものではないと思つて、損害賠償によって被害の一部は救済されても、根本は公害をなくさない限り、次から次

と被害者はあとを断たないし、生命、健康はいかに金を積んでも償えるものではないのであります。これを機会に、政府は公害防止という基本課題に力強く取り組まれるよう強く要望するものであります。

以上をもって反対の討論を終わります。

○岩間正男君 日本共産党を代表して、本法案に反対します。

現行公害紛争処理法が昭和四十五年六月に公布されましたが、わが党はその制定当時から、現行法が被害者の利益を守りきれないばかりか、加害企業を擁護する役割りを果たすものであることを指摘して反対しました。

一、委員の任命については、国会の同意を要するとはいへ、その多くは政府の代弁者によって占められるおそれがある。

二、調停、仲裁の手續が非公開であること。

三、費用は各当事者が負担すること。

四、米軍や自衛隊の基地公害は対象からはずされていること。

こういう理由をあげて反対しました。今度の問題は、裁定の手續を公開した以外は、このような問題は根本から何ら解決されていません。

しかも、目玉商品にうたつていられる裁定については、一、公害を根本から防止する、いわゆる差しとめ裁定は含まれていない。

第二に、原因裁定については、加害者の申請を認めることによって、被害者の運動を分裂または押え込む危険性が十分ある。

第三に、委員会が代表当事者を選定できることによつて、また職権で原因裁定を行なうことができることによつて、さらに申請事項以外の事項について裁定できることによつて、被害者に不利な裁定が行なわれる危険性がある。

第四に、最後に、訴訟との関係だが、裁定と訴訟が同時に係属するとき、被害者の意思にかかわ

第一八八号 昭和四十七年五月十三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(十六通)

請願者 神奈川県横須賀市衣笠栄町四ノ五
成瀬源太郎外千三百七十二名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇〇五号 昭和四十七年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(八十七通)

請願者 神奈川県茅ヶ崎市赤松町八ノ三六
村上栄二外二千五百五十名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇〇六号 昭和四十七年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 鳥取県米子市糺町一ノ一三四 岩崎邦子外十四名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇〇七号 昭和四十七年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都調布市深大寺町一、九六四
鐘ヶ江信光外四名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇〇八号 昭和四十七年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 静岡市長沼九八四ノ二一 松山泰子外四十六名
紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇〇九号 昭和四十七年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 長野県小諸市坂の上甲三、〇三五
秋山芳慧外十四名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇一〇号 昭和四十七年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 山口市後河原一三八 林健二外十五名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇一一号 昭和四十七年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 滋賀県大津市中庄二ノ六ノ一二
熊谷繁樹外十四名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇一二号 昭和四十七年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 京都府舞鶴市字北吸五〇一 藤井満外五十九名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇一三号 昭和四十七年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 長崎市東山手町三 田川トキエ外十四名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇一四号 昭和四十七年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 愛知県豊橋市牟呂町見丁塚一六
野田吉章外百四名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇一五号 昭和四十七年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 岡山市万成四三六ノ二 馬場信子外十四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇一五号 昭和四十七年五月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三通)
請願者 青森県南津軽郡藤崎町村岡二五
幸田敬三外百四十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇一六号 昭和四十七年五月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三通)
請願者 東京都日野市多摩平四ノ一二 吹田憲一外百六十名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇一七号 昭和四十七年五月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三通)
請願者 愛知県安城市新田町小山西二四ノ三 岩瀬チエ外百七十三名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇一八号 昭和四十七年五月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三通)
請願者 東京都日野市平山一、五七四 矢崎次外百三十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇一九号 昭和四十七年五月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三通)
請願者 岡山市菅野一、〇二四 坂野咲外七十五名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇二〇号 昭和四十七年五月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三通)
請願者 愛知県岡崎市本宿町東木竹五二
佐野都吾外百六十四名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二〇二一号 昭和四十七年五月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三通)
請願者 北海道芦別市緑泉緑町四ノ七 刈

刈

谷家主男外百十二名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二二六二号 昭和四十七年五月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三通)

請願者 東京都小金井市前原町三ノ一九ノ

五 小田部宗子外百八十六名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二二六三号 昭和四十七年五月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三通)

請願者 愛媛県伊予郡松前町大字北黒田字

堅田五八〇ノ三 夏井虎一外百六十三名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二二六四号 昭和四十七年五月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三通)

請願者 福岡市下池一ノ二ノ三九 上田正

博外九十七名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一八四九号 昭和四十七年五月十二日受理

富山県の寒冷地手当改定に関する請願

請願者 富山県高岡市末広町二ノ三〇 高

野喜八郎外二十四名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。

第二〇五二号 昭和四十七年五月十七日受理

富山県の寒冷地手当改定に関する請願

請願者 富山市太郎丸一 松岡亨外五十四名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。

第一八五二号 昭和四十七年五月十二日受理

両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願

請願者 東京都渋谷区東一ノ三四ノ八 柴

田恒吉

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一七八八号と同じである。

第一八九九号 昭和四十七年五月十三日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(三十通)

請願者 香川県丸亀市土器町西村 谷内末

市外二十九名

紹介議員 石本 茂君

国家公務員たる看護婦(土)准看護婦(土)の待遇を左記のとおり改善されたい。

一、医療職俸給表(三)について

1 新卒初任給の基準を准看護婦五万円以上、看護婦六万円以上にする。

2 准看護婦の給与を四等級から三等級に昇格させること。

二、夜間看護手当を最低一回千円支給すること。

第一一九四三号 昭和四十七年五月十六日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(千通)

請願者 広島市安佐町毛木一、七九五 佐

々木マス子外九百九十九名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二〇八一号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(八通)

請願者 石川県金沢市米泉町一ノ二一 西

保うめ乃外百五十九名

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二〇八三号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(八通)

請願者 長野市松代町竹山町 宮坂俊雄外

七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二〇八四号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(三通)

請願者 群馬県高崎市栄町一六四ノ一村

岡五郎外二名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二一〇八号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(四百七十五通)

請願者 石川県金沢市小坂町中一六〇ノ一

奥野外英外一万百十二名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二一〇九号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(五通)

請願者 東京都新宿区三光町一 桜井秀夫

外九十九名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二一一〇号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(七通)

請願者 静岡市城東町二九ノ七 渡部雅子

外六名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二一一一号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(十二通)

請願者 福岡県大牟田市明治町二ノ三九

山下ミツ外十一名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二一一二号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(六通)

請願者 鹿児島市和田町六九六 小瀬戸昌

史外五名

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二一一三号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(六通)

請願者 奈良市鳥見町三ノ六ノ五 高木四郎次外五名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二一四号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(三通)

請願者 群馬県吾妻郡草津町二八九 浅井栄外二名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二一五号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(十二通)

請願者 長崎市緑ヶ丘町二五三ノ七 吉田進外十一名

紹介議員 中村 禎二君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二一六号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

請願者 高知県幡多郡十和村里川 林敦清外二名

紹介議員 濱田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二一七号 昭和四十七年五月十七日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五通)

請願者 和歌山県日高郡中津村田尻 熊代善一郎外四名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二一八号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五通)

請願者 東京都文京区目白台三ノ一九ノ一 四 佐藤梅子外九十九名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二一九号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五通)

請願者 石川県石川郡野々市町堀内町ロノ三六 山方貞夫外九十九名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二二〇号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(四通)

請願者 茨城県北相馬郡藤代町 瀬尾米外三名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二二六号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五通)

請願者 北海道標津郡標津町栄町七二ノ八 伊藤千晶外四名

紹介議員 岩本 政一君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二二七号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(三通)

請願者 栃木市沼和田町二四ノ三七 若菜照子外二名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二二八号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(八通)

請願者 鹿児島市下荒田町二六八 田中正外七名

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二二九号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五通)

請願者 千葉市新町一三一 荒川直人外十九名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二九〇号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(三通)

請願者 茨城県龍ヶ崎市高砂町並木 内野喜久枝外二名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二九一号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

請願者 佐賀県唐津市西旗町九三八 福田

厚子外六名
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二九二号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(四通)

請願者 京都市右京区山ノ内西裏町二〇 武田昭外三名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二九三号 昭和四十七年五月十七日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(八通)

請願者 栃木県足利市助戸三ノ一、八〇一 山本富夫外七名

紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二二八号 昭和四十七年五月十八日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五百六十五通)

請願者 福島県郡山市日出ノ山南台五〇 鈴木チエ外五百六十四名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二二九号 昭和四十七年五月十八日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(三通)

請願者 京都府綴喜郡井手町多賀北河原一〇 織田美嗣外二名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二三〇号 昭和四十七年五月十八日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(三通)
請願者 栃木市沼和田町二四ノ三七 若菜
カネ外二名
紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二三二一号 昭和四十七年五月十八日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五通)
請願者 福岡県行橋市金屋三三一 福田菊
之助外四名
紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二三三二号 昭和四十七年五月十八日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(六通)
請願者 北海道夕張市千代田四 伊藤昌彦
外五名
紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二三三三号 昭和四十七年五月十八日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(六通)
請願者 福井県武生市国高町一 岩佐通
子外五名
紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二三三四号 昭和四十七年五月十八日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(二十通)
請願者 岡山県和気郡和気町吉田一、〇〇
七 竹内弥須子外十九名
紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二三三五号 昭和四十七年五月十八日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
請願者 熊本県玉名郡長洲町一、二四六
坂本幸子外四名
紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二三三六号 昭和四十七年五月十八日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(三通)
請願者 熊本市出水町今八七七 中村政友
外二名
紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二三三七号 昭和四十七年五月十八日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五通)
請願者 東京都文京区湯島一ノ五ノ四五
平良キヨ外九十九名
紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二二八七号 昭和四十七年五月十八日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(七通)
請願者 福島県郡山市安積二の五 鈴木節
子外六名

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二三二四号 昭和四十七年五月十八日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五通)
請願者 岩手県胆沢郡胆沢町若柳字愛宕三
三九 安倍よし子外四名
紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二三二五号 昭和四十七年五月十八日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(六通)
請願者 新潟県新津市本町四ノ六ノ九 五
十嵐恵子外五名
紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第一九四〇号 昭和四十七年五月十六日受理
米軍北富士演習場の賃貸借契約終了に関する請願
請願者 山梨県南都留郡忍野村忍草入会組
合内 渡辺勇外三名
紹介議員 岩間 正男君 加藤 進君

米軍北富士演習場のうち民公有地について、山梨
県ならびに同県民と防衛施設庁との間で締結され
ている「土地建物等賃貸借契約は、民法第六〇四
条の規定によれば本年七月二十七日をもって終了
することになるから、政府(防衛施設庁)が引き続
き同演習場を使用する場合には、民法第六〇四条
の適用を便宜的に排除することなく、この問題に
ついては、地主である山梨県および関係県民と十
分話し合いのうえ、適切な措置をとらねばならない。

第一九四一号 昭和四十七年五月十六日受理

米軍北富士演習場における入会権侵害行為の中止
に関する請願
請願者 山梨県南都留郡忍野村忍草母の会
内 渡辺喜美江
紹介議員 岩間 正男君 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第二〇四六号 昭和四十七年五月十六日受理
元満鉄社員に対し恩給法の適用に関する請願
請願者 東京都中央区銀座七ノ二ノ四松尾
ビル内財団法人満鉄会理事 佐
藤晴雄
紹介議員 安井 謙君

一、満鉄職員として終戦まで勤務した者(公務員
としての経歴を有しない者)に対しても恩給法
を適用されたい。
二、昭和二十年八月八日以前に退職した者のう
ち、自己の意志によらず命令によつて日本政府
又は関係会社に転出した者については、退職の
日までの期間を満鉄社員として恩給法を適用さ
れたい。
三、満州農産物検査所職員であつた者については、
恩給法上満州国政府職員並びに満鉄職員同様の
措置を講ぜられたい。

第二三二六号 昭和四十七年五月十八日受理
元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願
請願者 福島県伊達郡飯野町大字青木字竹
ノ内二四 伊藤俊雄
紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

昭和四十七年六月十二日印刷

昭和四十七年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局